

被疑者取調べにおける弁護人立会，  
テープ録音及びビデオ録画システムの創設

樊 崇 义<sup>(1)</sup>  
顾 永 忠<sup>(2)</sup>  
山 田 直 子 翻 訳  
賈 子 申

2005年、中国政法大学訴訟法学研究センターは、被疑者取調べにおける弁護人立会という新たに導入されるシステムに関するプロジェクト（実験）を基礎として、実験を取調べ実務におけるテープ録音及びビデオ録画にも拡大した。当該プロジェクト開始当初からその終了に至るまで、この実験は関連政府諸省庁から大きな注目を集め、また社会全体にとっての大きな関心事となった。調査チームがインタビューを受けることや広報活動を回避し、結束してことにあたるという状況を維持したにも関わらず、十数余のメディアが当該プロジェクト及びその進展を様々な手段で報道した。実験が終了した今、我々は当該プロジェクトの目的及び意義及び我々が実験で用いた方法論や獲得した結果に関する情報を、我々の調査に説得力を与える「現在の取調べ実務の改革」に関する報告書と共に、「取調べ実務改革についての国際シンポジウム」の全出席者と共有したいと考える。それによって我々は参加者間でこのプロジェクトに関する熱い議論が引き起こされること、そして参加者からのコメントを聞くことを望んでいる。それもみな中国における取調べ実務改革を推進させ、我が国中国の刑事手続をより良いものとし、刑事手続システムの適正化を促進させるための一つの取り組みである。

(1) 中国政法大学訴訟法学研究院名誉院長，教授

(2) 中国政法大学訴訟法学研究院教授

## 一. プロジェクトの目的及び意義

被疑者取調べにおける弁護人立会、テープ録音及びビデオ録画システムの創設

1996年3月、中国刑事訴訟法は幾つかの点で飛躍的な進歩をみた。それは被疑者及び被告人の訴訟上の権利保護に関するものであり、訴訟上の発展を促進して司法の公正性を維持するものであった。これらは国内のすべての人々及び国際社会から歓迎された。我々の国の憲法には「法治国家」であることが強くうたわれており、この目標に向けて我々は全精力で進んでいる。しかし、一回の刑事訴訟法の改正で全ての問題に対処することは不可能である。実際問題として刑事訴訟実務では、「拷問によって自白を強制する」ことが長い間行われてきた。そしてこのことは直ちに多くの重大な違法行為という結果となって現れた。その例として、数年前に起きよく知られている雲南省の杜培武 (Du Peiwu) 事件や、湖北省で明らかになった余祥林 (She Xi Anglin) 事件、河北省の李久明 (Li Jiuming) 事件、昨年の河南省の敬祥案 (Xu Jingxi Ang) 事件などがある。そして、その他にも枚挙にいとまがない。<sup>(1)</sup>

さらに、我が国既存の取調べ形態は世界の新しい潮流に反するものであった。すなわち、取調べは完全に外界から切り離された状態で行われ、被疑者は取調べに弁護人を立ち会わせることも出来ず、テープ録音もビデオ録画もなされない。このことは2つの重大な問題を引き起こしてきた。第1に、非常に多くの被疑者が、送検あるいは起訴に直面した場合に、自らが取調べ中にした自白を翻すということである。場所によっては、自白から否認に転じると申し立てた被疑者または被告人の割合は50%に及んだ。第2の問題は、ほとんどの被疑者及び被告人が、自らが自白を翻したのは捜査官による違法な取調べのせいであると述べたことである。中には拷問によって強制されたとまで述べた者もいた。

上記の問題は、一方では、司法の公正性を危うくし訴訟効率および訴訟遂行の妨げとなってきた。これは絶え間ない違法行為と国民の司法不信を直ちにもたらすものである。他方で、取調べは合法かつ適切な方法で行われていると国民を納得させるために有効な手段が無いことで、捜査機関及び捜査官のイメージは非常に汚されてきた。

(1) 王振川「暴力による取調べへの取り組み」人民検察(2006)15頁。

これらの問題点を踏まえ、我々は被疑者取調べを監視し吟味する枠組みを構築する必要があると考える。それは暴力による自白強要を防止し、そして自白の真实性を保障し、刑事事件処理を改善するためである。我々は取調べが行われている現場での監視及び取調べ後のさらなる監視が行われるべきであると考え。それによって、合法かつ適切な手続運用が可能となる。取調べにおける調書の正当性が後に疑問視された場合には、当該手続において得られた関連性を有する証拠が問題解決のために提供されることとなる。様々な意見を収集し、多くの人々の支持を得た後、我々は最終的に以下の実験を行う決心をした。すなわち、弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画を伴う取調べの改正に関する実験である。我々のプロジェクトは以下の4点を目的としている：

第1に、密室状態での取調べに慣れている捜査機関及び捜査官が、どのようにして自らを新たに導入される監視・吟味枠組みに適合させていくのかを知ること、また、その結果及びそれに引き続いて生じる取調べへのインパクトを知ること。

第2に、取調べ中に被疑者が弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画を必要とするか否か、またはそれらを希望するか否かを知ること、また、幾つかの異なる取調べパターンからひとつを選ぶ際の被疑者の傾向はどのようなものか、その背後にある決定要因は何かを知ること。

第3に、このプロジェクトに参加した被疑者と参加しなかった被疑者の間で、自白にどのような差異があるかを知ること、また、その後の手続において自白にどのような相違が生じるか、その背後にある要因は何かを知ること。

第4に、政治的・経済的・文化的レベルが不均質な国家における取調べの現在の実務を改正するための方策を探ること、また、どのようにすれば異なる地域において普遍性を持つ実務を為し得るかを検討すること。そしてもしそれが現実的でない場合には、どのようにして我々は当該状況に取り組むべきかを検討すること。

この実験の全体的な目的は以下の通りである。すなわち、この実験によって我が国の取調べ実務の改善を促進し、違法な取調べを抑制またはこれを無くし、そして我が国の現状及び世界の現代の実務に調和するような新しい取調べ手続の発展土台を提供することである。

この実験の重要性は以下の各点に存する：

第1に、この実験は取調べ実務の改善を加速するエンジンとなるであろう。それは違法な取調べを効果的に抑制する手段の追求であり、同時に取調べにおける被疑者の権利を保障する原動力でもある。

第2に、この実験は、捜査官の捜査手法及び物の見方に大きな革命を引き起こすであろう。そして最終的には捜査の様相を大きく変えることとなるだろう。この実験によってもたらされるのは、公判前手続における抗し難い革命であり、特に自白を重視する実務の廃絶に関し重大なインパクトを有する。

最後に、取調べ実務に革命がおき、被疑者の自白の信用性が高まることで、手続の効率性は向上し、全体として訴訟の公正性が実現されることとなる。

## 二. プロジェクトに用いた方法論

目標は設定された。残るは、実験を行い、適切な方法論を用いて期待される結果へ到達することである。捜査機関の実務経験を再検討し、かつ他の国や地域の関連実務を調査した後、我々は以下のような方法論を用いることを決定した。すなわち、4つの取調べパターンを組み合わせ、どのパターンを選択するかは被疑者の意思にゆだね、同時に3つの地域で実施し、多様な視点から比較して追跡調査を行うというものである。

### (一) 4つの取調べパターンの組み合わせ

すでに我々が指摘してきたように、この実験の目的は取調べ手続に監視・吟味枠組みを導入することである。そこで我々は以下の3つのパターンを採用することを決定した。すなわち、弁護人立会のもとでの取調べ、テープ録音された取調べ及びビデオ録画された取調べである。しかし、これら3つのパターンを同時に用いるか、それともそれらのうちのひとつだけを用いるかについては議論があった。ある者は、3つのパターンは全ての事件について同時に用いられるべきであると述べた。その理由は、立会弁護人ひとりだけしか証人がいないならば、その後の手続で自白が争われた場合、その正当性を説明することは困難であろうというものであった。またある者は、テープ録音とビデオ録画は合体させようと主張した。その理由は、ビデオカメラは音声も記録することが

出来るからというものであった。しかしながら、議論を交わした後に、ほとんどのメンバーは、どのパターンも放棄しがたく、事件ごとにひとつのパターンを選択するという点で同意した。これにはいくつかの理由がある。

第1に、我が国では司法のために利用可能な資源が極めて限られている。被疑者取調べを必要とする事件数は毎年非常に多い。実験対象事件ごとにこれら3つのパターンを用いる金銭的余裕はない。

第2に、弁護人立会は自白を巡る争いで正当性を説明する際に非常に限定的な役割しか果たせないかもしれない。しかし、弁護人立会のメリットは、その後の正当性の説明よりはむしろ、弁護人が取調べに直接的に関与する点に存する。取調べ全般を監視するという弁護人の役割は、テープ録音及びビデオ録画に取って代わられるものではあり得ない。

第3に、現代的テクノロジーとしてのビデオ録画は音声信号という点でもこれをカバーしている。しかし経済的観点及び運営上の観点からテープ録音には顕著な利点が存在し、特に発展途上地域や緊急性のある事件での利用可能性は明らかに高い。

これら3つのパターンを別個に適用することは、資源の節約と取調べ範囲の拡大という面で大きな利点があると考えられる。とはいえ、刑事事件数は年を追うごとに増加し続けており、これらのパターンのうちのひとつでも全ての事件に適用していくことが国家にとって緊急課題であることは明らかである。同時に、理論及び実務の両面で、必ずしも全ての被疑者が弁護人立会やテープ録音・ビデオ録画を必要としていないことも示されてきた。すなわち、これらのパターンのどれも望まない者も存在していたのである。したがって、我々は上記の3つのパターンの他に、伝統的な取調べパターンも含めることに決定した。このことは多様な比較検討と正しい評価を行う助けとなった。

## (二) 被疑者の意思による選択

4つのパターンの組み合わせは、比較的安定しており、かつ不変のものである。しかし取調べを伴う事件は常に多様かつ流動的である。そこで、個々の事件に対してどのパターンを用いるかが、次の重要な問題となって浮上した。この段階では、非常に多くの異なった見解に基づく議論が交わされた。基本的に、

議論の焦点となったのは、特定のパターンを検討する際に被疑者自身の意見を聞き、それを尊重するべきか否かであった。ある者は、被疑者の意見に耳を傾ける必要はないし、またそうすべきではないと主張した。そのように主張する者は、実験に関わる全ての事件について、どのパターンが用いられるかの決定には順番制 (rotation system) を導入し得ると述べた。すなわち、事件ごとにランダムにひとつのパターンを割り振っていくのである。より客観的であることを示し、より目的的・主観的でないことを示すという点で、この方法論は実験の一般則や要件に合致する。しかし、この結論には多くの異議が出た。異議を出した者たちに言わせれば、この解決策は、被疑者の意見に耳を傾けないという点で、我々が選んだパターンの取調べに被疑者を放り込み、これを甘受させることに他ならないのだった。これは事実上、この実験の意図に反している。この実験は被疑者の権利拡張を支持するものであって、取調べを強制して縛りつけるものではないのである。さらに言うならば、この実験自体が最終的な目標であるわけではない。そうではなく、この実験によって取調べ実務の改正が促されることが目的であり、それは立法によって適切な取調べシステムが発展するための強い基礎を提供するためである。したがって、予め用意した4つのパターンを順番に割り振る方式も、これらをランダムに割り振る方式も、この実験が期待するところを達成する助けとはならない。我が国が司法に許す資源では、今後長い目で見た場合に、全ての事件についてこのような方式を実施するだけの余裕はないのである。これは我が国の立法上の努力について言及するのではなく、この実験における実現可能性の問題である。

予備セッションの後、我々全員は、実験手法として「被疑者の意思による選択」を採用することで意見の一致をみた。そのメリットの第1は被疑者の意思を尊重することである。そして第2は、被疑者が異なるパターンを選択する傾向を見出し、立法において関連するシステムを発展させる際のよき参考とすることである。

### (三) 3つの地域における同時期の実験実施

中国は非常に多くの人口を擁し、広大な国土と統合的な法制度を有する国家である。そこでは政治的・経済的・文化的状況が地域ごとに大きく異なる。こ

れは既存の事実であり、我々は法的改正を推進するにあたり、この事実を念頭に置いておくべきである。そこで我々は、政治的・経済的・文化的状況の異なる3つの地域において同時に実験を行うことを決定した。それは異なる地域で同一の実験を行うことによって、新しい取調べパターンへのアクセスのし易さ及び受け入れ易さを検討したいと考えたからである。

激しい意見交換の末、我々はこの実験のために3つの公安組織を取り上げることとした。それらは以下の3つである。まず、中国でもっとも発展している地域の代表である北京海淀公安支局、2つ目は、中国で中程度の発展を見せている地域の代表として河南省焦作解放公安支局、3つ目は、中国で発展途上にある地域の代表として甘肅省白銀公安支局である。

#### (四) 多様な視点

この実験の目的は、取調べ実務のさらなる改正に資する発見をすることにある。したがって、この実験は多角的な方法で行われ、かつ多様な視点から比較されなくてはならない。概説すると、この実験はターゲットグループと比較グループAによって行われる。その目的は、伝統的な取調べパターンと新たに導入されるパターンとの比較である。新たに導入されるパターンとは、弁護人立会、テープ録音及びビデオ録画である。これに加えて、この実験では比較グループBを設定した。その目的は、実験に参加した人々と参加しなかった人々を比較するためである。特に、異なるパターンの取調べの中からあるパターンを被疑者が選択する場合、当該選択に影響を及ぼす理由を発見・検討して、比較する点が注目されよう。また、対象地域ごとに、新たに導入されるパターンに対する考え方や姿勢に関して、捜査官及び弁護人ではどのような差異があるかについてのさらなる比較もなされる。端的に言えば、我々は改正に対して非常に多様な参考資料を提供し、改正の立案へのヒントを与えるものである。これは多様な実験と多角的な視点からの比較を通じてなされる。

#### (五) 公判段階に至るまでの被疑者による自白に関する追跡実験

この実験のポイントは、異なるパターンの被疑者取調べが選択される点に存する。その影響は捜査それ自体にとどまるものではなく、公判段階にもまた及

ぶ。

したがって我々は、関連する事件について追跡調査の実行を決定した。これは当該事件が公判段階に入りまたは当局に移送された後に行われた。焦点となったのは、実験自体そのものや自らが選択したパターンに対する被疑者の真の態度や考え方だけではない。その後の公判段階における被疑者の自白の変遷やそうした変遷に関する要因も焦点となった。

上記の通り決定した方法論に基づき、我々はこの実験の手引きとして作業フローチャートを作成した〔訳注：本稿では作業フローチャートは割愛した〕。

実験手続の流れを補強し、現場に指示を出すために、我々は幾つかの指標となる文書及びひな形を作成した。その一例が以下の「実験実施規則」である：

1. この実験に関与する事件数は、各地域ごとに100件以上とすべきであり、かつそれぞれの取調べパターンにつき20件を下回らないものとする。そうすることで実験結果は定量的データによって裏付けられることが可能となる。さらに、実験が行われる各地域では、実験のために事件を作為的に抽出することは許されない。これは、公安当局の日常業務の実務をありのまま実験に反映させることを保障するためである。

2. 弁護人立会実験では、司法当局及び弁護士会と連絡を取り合い、弁護業務に熟達し弁護士倫理を遵守する弁護士たちを動員して、これを行うこととする。地域によって異なる状況に鑑みて、我々は実験に協力する弁護士たちの業務を2つのパターンに分ける。例えば北京では、ひとりまたは2人の弁護士が毎日、海淀拘置所に詰めることとする。この弁護士たちは、必要が生じればいつでも取調べに立ち会うことが出来る。一方で、河南省及び甘粛省では、協力する弁護士たちは電話呼び出し一覧表にリストアップされる。この弁護士たちは拘置所に詰めるわけではない。彼らは通常通りに業務を行うことが出来るが、捜査官から電話があった場合には、30分以内に取調べに立ち会わなければならない。もしも当番の弁護士が何らかの理由により立ち会えない場合には、リスト上で次に名前のある弁護士が、これを引き継ぐ。取調べ中は、弁護士は「弁護人立会に関する運用規則」に拘束され、「弁護人立会下での被疑者の自白に関する記録」に記入する。取調べ終了時には、捜査官及び被疑者が当該「記録」に署名しなくてはならない。



3. 記録の統一性と一貫性を維持し、かつ記録の改ざんまたは歪曲を防止するために、我々は特に「被疑者の記録に関する実験規則」の草案を作成した。捜査官は、いつ記録が開始され、いつ終了したか、その正確な時刻を声に出して言うように要請される。取調べが何らかの理由で中断された場合には、捜査官は取調べを止めた時刻と再開した時刻を声に出して言うこととする。これら全ては、その他の状況と同様にテープ録音及びビデオ録画される。

### 三. 実験概観

十分な準備の後、実験は2005年4月中旬に開始され、同年11月下旬に終了した。

#### (一) 異なる地域及び異なるグループに属する被験者たる被疑者の背景

この実験は2つの段階に分けられる。第1の段階では、我々は被疑者の意思に従って取調べをそれぞれ4つのパターンに分けた。我々は、弁護士立会、テープ録音及びビデオ録画を選んだ被疑者たちをまとめて「ターゲットグループ」と名付けた。一方で、伝統的なパターンを選んだ被疑者たちを「比較グループA」と名付けた。第2段階では、我々は実験に参加した拘留所に調査チームを派遣した。これはその時点でまだ身体拘束されている被験者たる被疑者（「ターゲットグループ」および「比較グループA」に分類された者たち）を訪問するためである。それは、この実験についての彼らの真の考えや、彼らに何が起きたか、また新しく導入されるパターンに対する姿勢を知るためであった。それとは別に我々は、実験の対象となった各拘留所で身体拘束されておりかつ実験に参加しなかった被疑者から30～40人を無作為抽出した。そして、それらの者に対してアンケートを基礎とする調査を行った。これは彼らが取調べ中に実際にどのような体験をしたかを知るためである。そしてまた、既存の取調べパターンに対する彼らの見解やそれを改正することについての考えを知るためでもあった。その目的は、4つのパターンをとまなう実験の対象となった事件と彼らの事件を比較することである。そこで我々は彼らを「比較グループB」と名付けた。異なる地域、異なるグループに属する被疑者に関する情報は、以下の表1に示されている：

表1 異なる地域及びグループの被疑者に関する情報

グループ 地域	ターゲット・グループ			比較 グループA	比較 グループB	合計
	弁護人立会 パターン	録音パターン	録画パターン			
北京海淀	24	23	28	42	48	165
河南焦作	21	23	22	10	39	115
甘肅白銀	19	24	18	11	30	102
合計	64	70	68	63	117	382

注記：

1. ターゲット・グループ：被疑者自身の意思によって新たに導入されるパターンを選択した者。
2. 比較グループA：被疑者自身の意思によって伝統的なパターンを選択した者。
3. 比較グループB：[訳注：第1段階の] 実験には参加しなかったが、[訳注：第2段階の調査に] 回答した者。

表2 年齢、性別、教育レベル及び罪種カテゴリー

カテゴリー		実験地域		北京海淀		河南焦作		甘肅白銀		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
年齢 N=265	成人	110		65		70		245	92.5%		
	未成年	7		11		2		20	7.5%		
性別 N=265	男性	98		69		70		237	89.4%		
	女性	19		7		2		28	10.6%		
教育 N=265	文盲者	0		3		8		11	4.2%		
	小学校	20		14		31		65	24.5%		
	初級中学校	67		48		22		137	51.7%		
	高級中学校	21		11		8		40	15.1%		
	大学	9		0		3		12	4.5%		
罪種 N=265	財産犯	82		68		53		203	76.6%		
	対人犯罪	26		8		12		46	17.4%		
	その他	9		0		7		16	6.0%		

注記：

1. N=265は、実験に関与した被疑者の総数を指す。
2. 財産犯：窃盗、詐欺、強盗、違法取引及び架空請求書の販売等を指す。
3. 対人犯罪：殺人、渉外、強姦、性的暴行等を指す。

(二) 4つのパターンに関与した被疑者に関する、年齢・性別・学歴・罪種による分類

前述したように、実験の第1段階で、被疑者は4つのパターンの中からひとつを選択し、捜査終了まで自らが選択したパターンでの取調べを受けた。実験対象となった地域で被験者となったのは265人の被疑者である。彼らの年齢、性別、学歴及び罪種は以下の表2に示されている：

(三) 実験に協力した捜査官、弁護士及び専門家の背景

この実験は3つの地域で同時に実施され、実験の全過程において、当該地域の公安機関、司法省及び弁護士会から多大な支援と協力を受けた。また、以下の表3に示したとおり、このプロジェクトは数十人の教員及び学生からの協力を受けた：

表3 実験に関与した人々

捜査官	弁護士	研究者	合計
185	32	40	257

#### 四. 第1段階：異なるパターンに対する被疑者の選択傾向と決定要因の分析

第1段階では、表1に示されたように3つの地域の被疑者は4つのパターンから選択するよう求められた。それぞれのパターンを選択した人数は：弁護士立会64人、テープ録音70人、ビデオ録画68人、伝統的パターン63人であった。4つの選択肢に直面して、彼らの選択はなぜ他の者と異なっていたのか。彼らをしてそのような決定をさせた、その背後にあるものは何なのだろうか。これらの疑問を解明するために、我々は分析を4つの局面へと拡大した。それらは「教育レベル」「職業」「戸籍または定住地」そして「罪種」である。

(一) 学歴と被疑者の選択の関連性

統計によれば、被疑者の教育レベルは表4の通りである：

表4から、被疑者の教育レベルとパターン選択の関連性に関して、ある傾向

が見られる：

第1に、大学レベルまたはそれ以上の教育を受けた被疑者の優先順位の1位は弁護人立会及びビデオ録画であり、テープ録音及び伝統的パターンがそれに続く。このことは図1に示されている：

第2に、高級中学校で教育を受けた被疑者については、弁護人立会が一位で

表4 被疑者の教育レベル

地域 パターン及び教育レベル		北京海淀	河南焦作	甘肅白銀	合計
		弁護人立会 パターン	文盲者	0	0
	小学校	5	5	7	17
	初級中学校	9	15	8	32
	高級中学校	6	1	4	11
	大 学	4	0	0	4
	合 計	24	21	19	64
録音パターン	文盲者	0	2	4	6
	小学校	3	2	9	14
	初級中学校	16	16	6	38
	高級中学校	4	3	3	10
	大 学	0	0	2	2
	合 計	23	23	24	70
録画パターン	文盲者	0	1	3	4
	小学校	4	5	9	18
	初級中学校	15	14	4	33
	高級中学校	6	2	1	9
	大 学	3	0	1	4
	合 計	28	22	18	68
伝統的 パターン	文盲者	0	0	1	1
	小学校	8	2	6	16
	初級中学校	27	3	4	34
	高級中学校	5	5	0	10
	大 学	2	0	0	2
	合 計	42	10	11	63

注記：「大学」は、「専門職業訓練大学校」及びそれ以上の教育を指す。

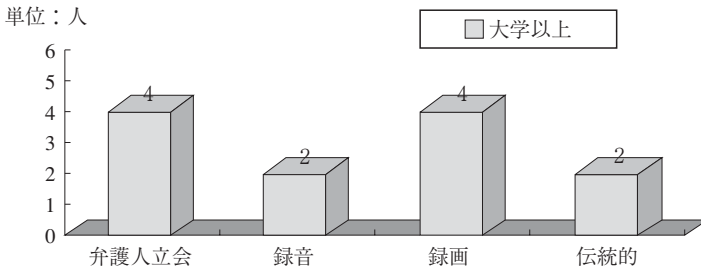


図1 大学以上の教育レベルを有する被疑者の選択傾向

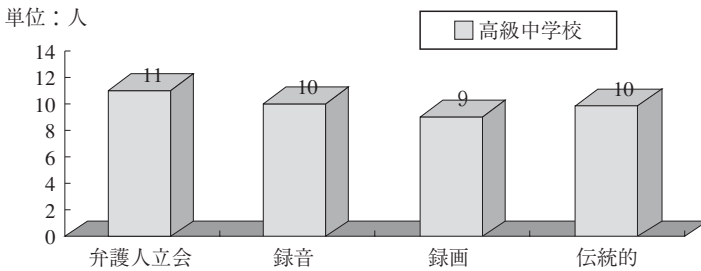


図2 高級中学校の教育レベルを有する被疑者の選択傾向

あるものの、4つのパターン間に大きな差異は存在しなかった。このことは図2に示されている：

第3に、初級中学校で教育を受けた被疑者の優先順位の1位はテープ録音であった。またその他の3つのパターン間に大きな差異は存在しなかった。このことは図3に示されている：

第4に、4つのパターン間に大きな差異は見られなかった。人数に関して言えば、4つのパターンは以下の順であった：ビデオ録画、弁護人立会、伝統的パターン、そしてテープ録音である。このことは図4に示されている：

第5に、文盲者に関しては、4つのパターン間で明らかな差異が見られた。彼らの中で弁護人立会を要請した者はひとりもいなかった。伝統的パターンを選択したのはひとりだけで、6人がテープ録音を、そして4人がビデオ録画を選択した。このことは図5に示されている：

概して、被疑者の教育レベルとパターン選択傾向の関連性は以下のとおりで

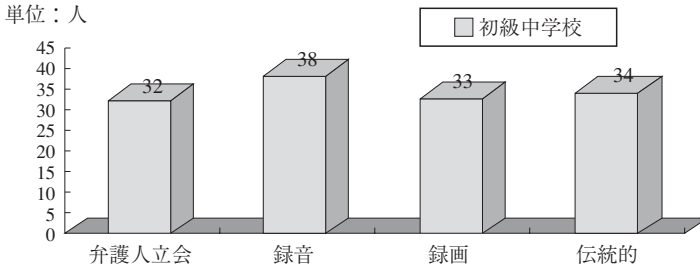


図3 初級中学校の教育レベルを有する被疑者の選択傾向

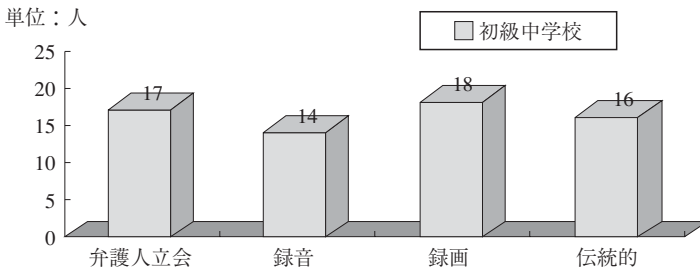


図4 初級中学校の教育レベルを有する被疑者の選択傾向

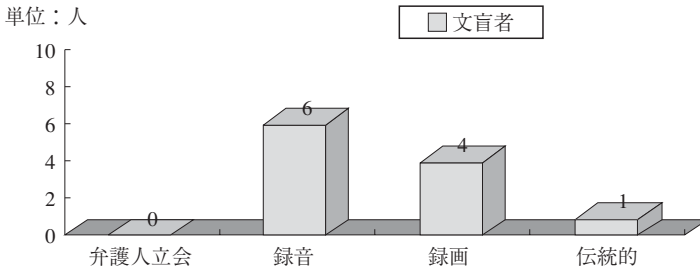


図5 文盲者の選択傾向

ある：

1. 高級中学校以上の教育を受けた被疑者は、弁護士立会を優先順位の1位（または優先順位の上位）にあげる。一方で最低教育レベルである文盲者は弁護士立会を当てにしない；

2. 様々な教育レベルを有する被疑者にあつて、テープ録音及びビデオ録画  
40(679) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)

は常に優先順位の上位を占める。すなわち、2位、3位、あるいは1位のこともある；

3. 様々な教育レベルを有する被疑者にあつて、伝統的パターンが1位の選択肢として取り上げられることは全くない。文盲者においてさえ3位の地位を占めるのみである。

しかしながら、上記事項は教育レベルと選択肢の関連性における一般的な傾向を示すに過ぎず、これを最終的な結論として用いることは出来ない。例えば我々は、初級中学校、高級中学校及び大学教育を受けた被疑者たちの3つのグループにおいて、伝統的パターンが2位の地位を占めていることに注目した。これは、必ずしも学歴が選択に対して一般的なインパクトを与えているとは限らないことを示している。被疑者に影響を及ぼす何か他の理由が存在するかもしれないのである。例えば、大学教育を受けた被疑者のうちの2人が取調べにおいて伝統的パターンを選択した。彼らは中国で最も発展している地域である北京の海淀出身である。実験の第1段階が終了した後の追跡調査において彼らが説明したところによれば、彼らが伝統的パターンを選択した理由は、彼らの事件が比較的単純かつ明らかだったからであった。これらの問題に関する再検討については後述する。

## (二) 職業と被疑者の選択の関連性

被疑者の職業に関する統計は表5に示されている：

表5によれば、以下の通り、職業の差異がパターン選択にインパクトを与えていた：

第1に、被験者には学生は2人しかいなかったが、彼らのどちらも弁護人立会选择し、他の選択をしなかった。このことは図6に示されている：

第2に、農民の選択順位は以下の通りである：弁護人立会、テープ録音、ビデオ録画そして伝統的パターンである。このことは図7に示されている：

第3に、肉体労働者による選択では、テープ録音・ビデオ録画・伝統的パターンの数は近接している。しかし彼らは弁護人立会には低い優先順位をつけている。このことは図8に示されている：

第4に、頭脳労働者は弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画を好み、三者に

表5 被疑者の職業

地域 パターン及び職業		北京海淀	河南焦作	甘肅白銀	合計
		学 生	1	1	0
弁護人立会 パターン	農 民	0	6	7	13
	ブルーカラー	20	14	10	44
	ホワイトカラー	3	0	2	5
	合 計	24	21	19	64
	学 生	0	0	0	0
録音パターン	農 民	0	7	3	10
	ブルーカラー	20	15	20	55
	ホワイトカラー	3	1	1	5
	合 計	23	23	24	70
	学 生	0	0	0	0
録画パターン	農 民	0	3	3	6
	ブルーカラー	24	19	15	58
	ホワイトカラー	4	0	0	4
	合 計	28	22	18	68
	学 生	0	0	0	0
伝統的 パターン	農 民	0	3	1	4
	ブルーカラー	42	7	10	59
	ホワイトカラー	0	0	0	0
	合 計	42	10	11	63

注記：

1. 「学生」：犯行時に学校で学んでいた被疑者。
2. 「農民」：犯行時に農民の「戸籍」を有していた被疑者。
3. 「ブルーカラー」：犯行時に、他の土地に「戸籍」を有していた出稼ぎ労働者または犯罪が行われた場所に「戸籍」を有していた労働者であった被疑者。
4. 「ホワイトカラー」：犯罪が行われた場所またはそれ以外の場所に「戸籍」を有していた会社員であった被疑者。

大きな差異はない。一方で伝統的パターンに関心を示したものはひとりもない。このことは図9に示されている：

以上をまとめると、我々は以下の結論に達する：

1. 4つの職業のうち、学生・農民・頭脳労働者は、弁護人立会を優先順位の1位にあげて、これに注目した。一方でこれらの人々は伝統的パターンを最



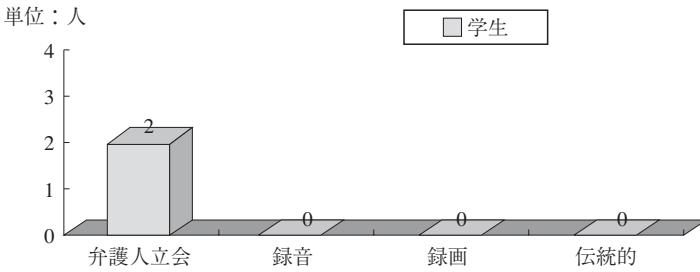


図6 学生の選択傾向

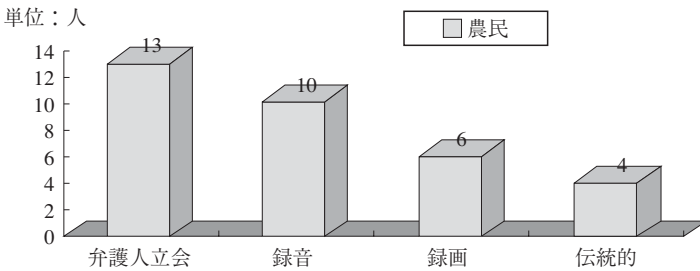


図7 農民の選択傾向

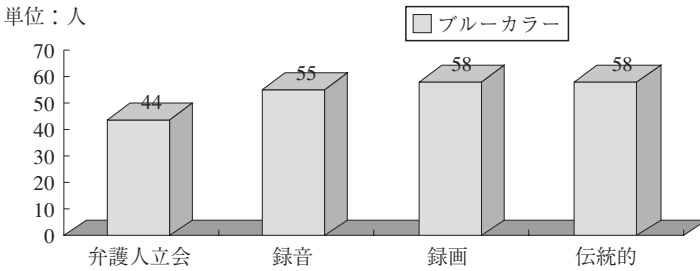


図8 ブルーカラーの選択傾向

下位に置くかまたはそれに対して否定の意を示した。一般的に、そのような職業別の傾向は、前述した比較における高度の教育レベルを有する被疑者のそれと非常に類似している。なお、ここに言う農民は文盲者を意味するのではなく、むしろ彼らのほとんどが初級中学校以上の教育を受けているということは言及しておかなくてはならないだろう。彼らがこのグループに入っているのは、単

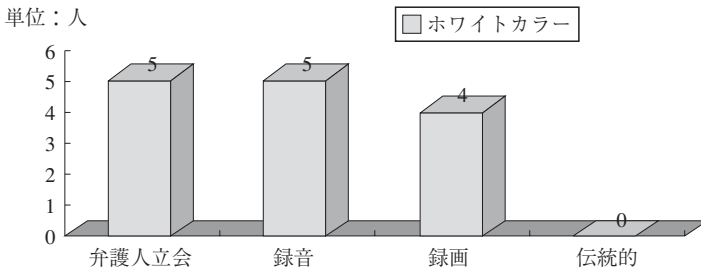


図9 ホワイトカラーの選択傾向

に彼らの居住資格（または「戸籍」）が都市以外の郊外であって、その場所以外で彼らが犯罪をおこなったからである。

2. 肉体労働者は主として伝統的パターンを好み、それと非常に近いレベルでテープ録音及びビデオ録画を好む。弁護士立会には冷ややかな態度を取る。これは実質的に彼らの比較的低い教育レベルと一致している。このグループでは、約80%が出稼ぎ労働者であり、かなりの割合で小学校または初級中学校までしか学んでいないか、または全く学校に通っていない。

(三) 被疑者の居住資格（または戸籍）または定住地と彼らの選択の関連性  
被疑者の「戸籍」または定住地の観点から分かった彼らの傾向は、表6に示されている：

表6は、被疑者の選択が彼らの異なる「戸籍」または定住地に起因して異なっていることを示している：

第1に、「戸籍」または定住資格が、当時彼らが滞在していた場所と同じ場合には、彼らは弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画を好み、これら3つ間にはほとんど差異は見られない。伝統的パターンについてはこれらよりも好まなかった。伝統的パターンを選択した者は前三者を選択した者の半数に過ぎなかった。このことは図10に示されている：

第2に、「戸籍」または定住資格が当時彼らが滞在していた場所と異なる被疑者のほとんどが最も好んだのは伝統的パターンだった。伝統的パターン以外の3つの選択肢の優先順位は、テープ録音、ビデオ録画、そして弁護士立会で

表6 被疑者の「戸籍」又は定住地

パターン及び居住 ステータス 地域	弁護人立会 パターン			録音パターン			録画パターン			伝統的パターン		
	本地	外地	合計	本地	外地	合計	本地	外地	合計	本地	外地	合計
北京海淀	1	23	24	2	21	23	7	21	28	6	36	42
河南焦作	15	6	21	18	5	23	15	7	22	7	3	10
甘肅白銀	12	7	19	7	17	24	8	10	18	2	9	11
合計	28	36	64	43	43	70	30	38	68	15	48	63

翻  
訳

注記：

1. 「本地」は、勾留場所が被疑者の「戸籍」または定住地であったことを指す。
2. 「外地」は、勾留場所が被疑者の「戸籍」または定住地でなかったことを指す。

単位：人

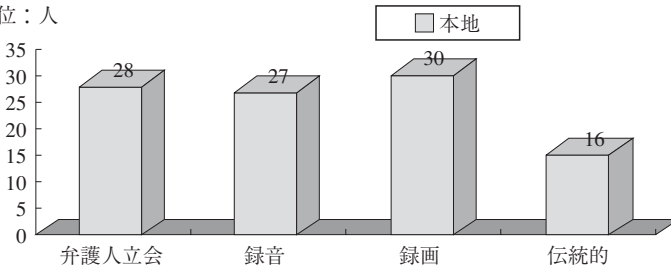


図10 本地の者の選択傾向

ある。このことは図11に示されている：

以上より、我々は以下の結論に達した：

1. 本地の被疑者（すなわち、彼らの「戸籍」または定住資格が当時彼らが滞在し実験が行われた場所と同じ人々）は、伝統的パターンよりもはるかに多く弁護人立会を選択した。これに対し、「戸籍」または定住資格が他の場所である場合にはそれが逆になった。被疑者がどのような選択をしようと、実験は無料である。しかしながら、彼らの脳裏には選択にあたり重要な要因として経済的な観念が深く根をおろしていた。地方の被疑者のうち、よりよい経済状況にある者たちは、比較的成本高であるにもかかわらず、弁護人立会を好んだ。それとは反対に、しばしば貧しい経済状況に悩む「戸籍」または定住資格が他の場所である被疑者たちは、無料の伝統的パターンを選択することがより多か

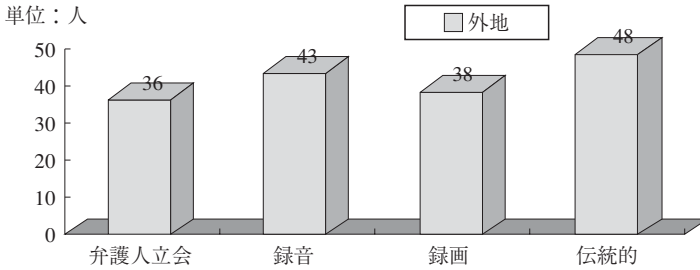


図11 「戸籍」が外地である者の選択傾向

った。

2. 被疑者がどのような者であれ、テープ録音及びビデオ録画に対する彼らの選択は、とても近似していた。これは、テープ録音及びビデオ録画が、その他のパターンよりも許容されるものであることを証明している。

#### (四) 罪種と被疑者の選択の関連性

罪種と被疑者の選択の相互関係を精査するため、我々は被疑者を4つのグループ、すなわち「知能犯罪」、「伝統的犯罪」、「暴力犯罪」、「その他」に分類した。結果は表7に示されている：

表7から、犯罪と被疑者の取調べパターンの選択との関連性を見いだすのは難しいことではない：

第1に、「知能犯罪」グループは、弁護士立会を優先順位の1位にあげた。そして、ビデオ録画と伝統的パターンが同程度でそれに続いた。最下位はテープ録音であった。このことは図12に示されている：

第2に、「伝統的犯罪」グループでは、被疑者の選択は4つのパターン間で大きな差異を生じさせなかった。しかしそれでも伝統的パターンは最も好まれなかった。このことは図13に示されている：

第3に、「暴力犯罪」グループの被疑者の多くが、弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画を好んだ。伝統的パターンを選んだ人数は、その他の3つのパターンの平均の約半分であった。このことは図14に示されている：

第4に、「その他の犯罪」グループの被疑者のほとんどが、伝統的パターン

表7 被疑者の罪種

パターン及び罪種		地域			
		北京海淀	河南焦作	甘肅白銀	合計
弁護人立会 パターン	知能犯罪	5	0	4	9
	伝統的犯罪	5	13	8	26
	暴力犯罪	10	8	5	23
	その他	4	0	2	6
	合計	24	21	19	64
録音パターン	知能犯罪	3	0	1	4
	伝統的犯罪	7	18	5	30
	暴力犯罪	9	5	15	29
	その他	4	0	3	7
	合計	23	23	24	70
録画パターン	知能犯罪	6	2	0	8
	伝統的犯罪	9	11	8	28
	暴力犯罪	11	7	10	28
	その他	2	2	0	4
	合計	28	22	18	68
伝統的 パターン	知能犯罪	8	0	0	8
	伝統的犯罪	14	9	2	25
	暴力犯罪	11	1	1	13
	その他	9	0	8	17
	合計	42	10	11	63

翻  
訳

注記：

1. 「知能犯罪」：経済的不正行為、違法商行為、偽造請求書の作成及び販売。
2. 「伝統型犯罪」：窃盗、恐喝、賭博、薬物密売。
3. 「暴力犯罪」：公務執行妨害、売春婦隠匿等。
4. 「その他」：殺人、傷害、強盗、強姦等。

を選択した。その人数は、その他の3つのパターンの平均人数の約3倍であった。このことは図15に示されている：

このことから我々は、罪種と被疑者の選択の相互関係に関して、以下の結論に到った：

1. 「暴力犯罪」グループの被疑者は全体的に、伝統的模式よりも弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画を選択する傾向がある。おそらくこれは、被

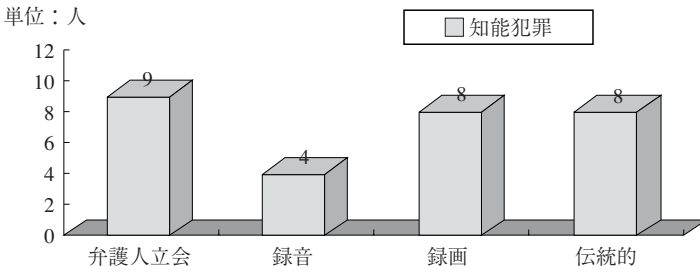


図12 「知能犯罪」グループの選択傾向

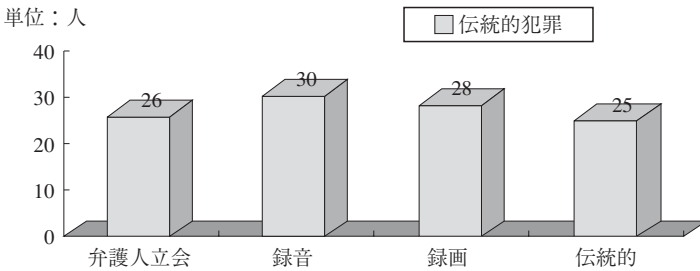


図13 「伝統的犯罪」グループの選択傾向

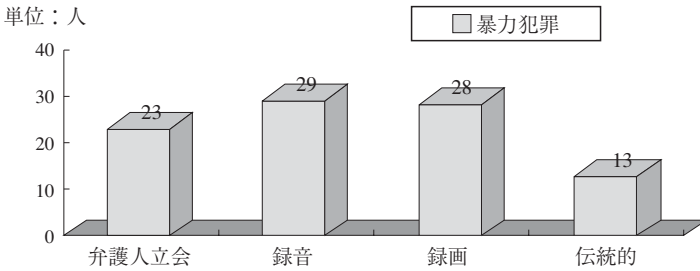


図14 「暴力犯罪」グループの選択傾向

疑者のほとんどが社会の底辺にいる人々であることに由来する。自分自身の重大な犯罪によって意気消沈し、そして取調べにおいて酷い取り扱い方をすることを心配して、彼らは常に捜査官に協力することをしぶっている。実務では、このグループにおいて最も頻繁に違法取調べや拷問が発生している。

2. 「知能犯罪」グループの被疑者に関しては、弁護士立会及び伝統的の  
48(671) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)

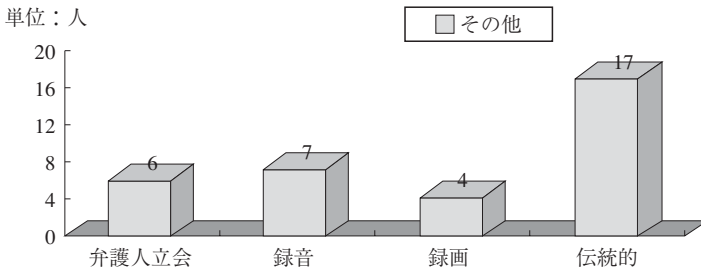


図15 「その他」グループの選択傾向

ーンに対する明らかな傾向は見られなかった。おそらくこれは、犯罪がより複雑で常に網の目のようであり、そして被疑者のほとんどがよりよい教育を受けている人々であることに由来している。さらに、「知能犯罪」が裁かれる際には、自白よりもむしろ書面や物証がしばしば考慮される。そうした状況では、被疑者は違法な取調べや拷問に対して不安を持つことは少ない。

3. その他の選択肢と比較すると、テープ録音及びビデオ録画はより安定している。このことは我々に、これらふたつの取調べ方法が、どんな被疑者に対しても存在意義を有することを示している。

## 五. 第2段階：異なるパターンに対する被疑者の選択傾向と決定要因に関する比較研究

第2段階では、プロジェクト事務局は、北京・河南・甘粛にある公安当局の管轄する拘置所を訪問するために調査グループを派遣した。この調査グループはひとりのリーダーと数人の博士号を持つ者及び大学院生によって構成されていた。

調査グループは、実験の第1段階に参加した被疑者のうちなお身体拘束されていた人々に対して、アンケート調査を基本とするインタビューを実施した。また、調査グループは、実験の第1段階に参加しなかった被疑者に対しても同様の調査を行った。実験の第1段階に参加した被疑者については、様々な理由で拘置所を離れた者を除く全員に対してインタビューが行われた。実験の第1段階に参加しなかった被疑者については、無作為に選ばれた者たちが調査グル

ープによってインタビューを受けた。拘留所職員を含め、公安警察はこの調査に一切関与しなかった。この調査の第1の目的は、実験に参加した被疑者が調べの4つのパターンに関してどのような考えを真に抱いているか、彼らが選択をしたときに一体何が起きたのかを知り、そして彼らに選択をさせた決定要因に関して洞察することである。第2の目的は、実験に参加しなかった被疑者が導入されるパターンに関してどのように考えるか、そして彼らの選択傾向及び決定要因を見いだすことである。その後我々は、これら2つのグループから得られた情報を比較し、その差異と背後にある決定要因を明確化しようと試みた。現行の取調べパターンの改正に対する被疑者の期待と需要について知ることは、我々が我が国の捜査及び取調べ実務の改正を促す助けとなり、そして当該改正が国際的潮流及び中国の現状に合致することを促す助けとなるであろう。

#### (一) 4つのパターンに関する従前の被疑者の選択と新しい選択の比較

第2段階は、実験〔訳注：第1段階の実験〕に参加した被疑者に対するインタビューから始まった。彼らは従前の選択ごとに4つのグループに分けられた。我々はまず、彼らに対して従前の選択をした理由を述べるように求め、次に再度選択させて、その理由を述べてもらった。

##### 1. 「弁護人立会」グループによってなされた新しい選択

「弁護人立会」グループの38人の被疑者がインタビューを受け、新たに選択し直した。これは表8に示されている：

表8からは、従前の選択からある変化が生じたことが明らかに見いだせる。インタビューされた者のうちの78.9%（30人）が選択を変更しなかった一方で、残りの21.1%（8人）がその他のパターンに変えたか、または何の選択もしなかった。

##### 2. 「テープ録音」グループの新しい選択

「テープ録音」グループの41人の被疑者がインタビューを受け、新たに選択しなおした。これは表9に示されている：

表9からは、インタビューを受けた被疑者のうち選択を変えなかったのが26.8%（11人）に過ぎなかったことが分かる。ほとんどの被疑者、すなわち彼らの73.2%（30人）は他のパターンに変えたか、または何の選択もしなかった。



表8 「弁護人立会」グループの新しい選択

パターン 人数及び割合 地域	弁護人立会 パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的 パターン		選択せず	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀 N=11	9	81.8%	1	9.1%	0		1	9.1%		
河南焦作 N=15	14	93.3%	0		1	6.7%	0			
甘肅白銀 N=12	7	58.3%	0		0		1	8.3%	4	33.4%
合 計	30	78.9%	1	2.6%	1	2.6%	2	5.3%	4	10.6%

翻  
訳

注記：

1. 「N」：各地域においてインタビューが行われた人数。
2. 「選択せず」：新しいパターンの意味が理解できないという選択を拒否した者。これらのうちの数人は、従前の選択は過失または故意によって捜査官が行ったと指摘した。

表9 「録音」グループの新しい選択

パターン 人数及び割合 地域	弁護人立会 パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的 パターン		選択せず	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀 N=9	5	55.6%	2	22.2%	2	22.2%	0			
河南焦作 N=16	10	62.5%	5	31.2%	0		0		1	6.2%
甘肅白銀 N=16	11	68.8%	4	25%	0		0		1	6.2%
合 計	26	63.4%	11	26.8%	2	4.9%	0		2	4.9%

これは、実験の第1段階の結果と非常に異なっている点である。

### 3. 「ビデオ録画」グループの新しい選択

42人がインタビューを受けた。彼らの新しい選択は表10に示されている：

表10に示されているように、42人の「ビデオ録画」グループの被疑者のうちの42.9%（18人）は彼らの選択を変えなかった。一方で、残りの57.1%（24人）

表10 「録画」グループの新しい選択

パターン 人数及び割合 地域	弁護士立会 パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的 パターン		選択せず	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀 N=15	8	53.3%	0		5	33.3%	2	13.4%	0	
河南焦作 N=16	7	43.8%	0		6	37.5%	1	6.2%	2	12.5%
甘肅白銀 N=11	2	18.2%	1	9.1%	7	63.6%	1	9.1%	0	
合計	17	40.5%	1	2.4%	18	42.9%	4	9.5%	2	4.7%

は選択を変えたか、または何の選択もしなかった。選択を変えなかった者の割合は「テープ録音」グループのそれよりも高かったが、しかしそれは実験における人数に大きな差があったことによる。

#### 4. 「伝統的パターン」グループの新しい選択

「伝統的パターン」グループの44人がインタビューを受けた。彼らの選択の変化は表11に示されている：

表11 「伝統的」グループの新しい選択

パターン 人数及び割合 地域	弁護士立会 パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的 パターン		選択せず	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀 N=35	10	28.6%	1	2.8%	3	8.6%	20	57.2%	1	2.8%
河南焦作 N=	×		×		×		×		×	
甘肅白銀 N=9	4	44.4%			2	22.2%	2	22.2%	1	11.2%
合計	14	31.8%	1	2.3%	5	11.4%	22	50%	2	4.5%

注記：

実験で「伝統的」パターンを選択した被疑者が10人存在したが、彼ら全員が種々の理由により拘置所を離れていたため、彼らに対するインタビューは行わなかった。

表11では北京と甘肅における変化が示されているだけであるが、インタビューを受けた者の50%（22人）が伝統的パターンという選択を変えなかった。これは「弁護人立会」グループに次ぐ数値である。残りの半数（22人）は他の選択に変えたか、または何の選択もしなかった。

5. 変化の特徴及び決定要因の再検討

上記4つのグループの被疑者の多くがインタビュー中に新しい選択を行った。当該変化は以下のように特徴づけることができる：

第1に、従前の選択構成は覆され、再編成された。このことは、従前の選択が成熟した真の選択ではなかったことを証明している。

第2に、変化は4つのグループのほとんど全てのパターンをカバーしていた（「テープ録音」グループから「伝統的パターン」に移行した者がいなかっただけである）。それに加え、全てのグループで何の選択もしない者がいた。このことは4つのグループの存在意義を示している一方で、これらのパターンの重要性を認識出来ない者が存在することを示している。

第3に、選択肢ごとに合計し、その人数と割合に従って順番に並べてみたものが以下の図16である：

図16は、インタビューを受けた165人によって再考された4つのパターンの中で、最も好まれたのが弁護人立会であることを示している。一方、最も好まれなかったのはテープ録音であった。伝統的パターンは第2位を占めた。

実験の第1段階でなされた選択と比較したとき、インタビュー中になされた彼らの新しい選択に大きな変化が生じたことが分かる。こうした変化の決定要

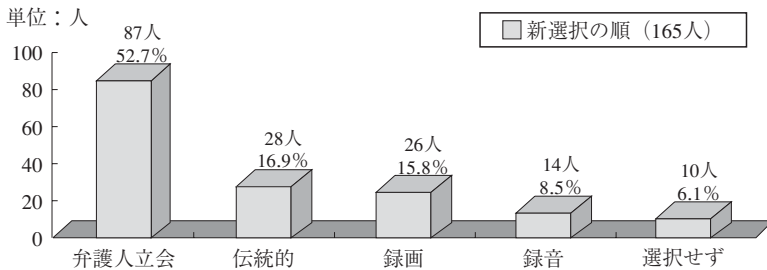


図16 再考された選択の順

因について考察し第1段階の結果との差異を見いだすことは価値のあることである。我々の手元に戻ってきたアンケートに基づき、その答は以下のように要約できる：

(1) 実験の第1段階では、選択をする際に参加した被疑者は新たに導入されるパターンに関して適切な理解をしていなかった。実験の必要条件を満たすために、数人の捜査官は被疑者を殴打した。さらに悪いことには、いくつかの選択は、被疑者ではなく捜査官が勝手に行ったものであった。第2段階では第1段階とは非常に異なり、被疑者はインタビューにおいて、新たに導入されるパターンに関するよりよい理解を得た。さらに有益なことには、インタビューをする者は、より和やかな雰囲気の中で、被疑者のためにそれぞれのパターンの正確な内容とそれらの差異を伝えたのである。その結果、新しい選択は以前よりも成熟した合理的なものとなり、そこには誤解が生じなかった。

(2) 2つの段階間での選択の差異にもかかわらず、我々が彼らの新しい選択を「暴力犯罪」「無罪主張」「地方居住者」「高級中学校以上の教育」という観点から再検討したところ、第1段階での結果と比較して、彼らの選択に影響を与える決定要因については実質的な変化を見いだすことができなかった。このことは表12に示されている：

表12は、その傾向と決定要因の観点から見ると、第2段階での選択と第1段階での選択とに大きな差異がないことを明らかにしている。

表12 新選択に影響を与える決定要因

決定要因 人数及び割合 パターン	暴力犯罪		無罪主張		本地居住		高級中学校以上の教育レベル	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
弁護士立会パターン	37	57.8%	12	75%	36	65.5%	14	60.7%
録音パターン	6	9.4%	2	12.5%	9	16.4%	3	13.1%
録画パターン	13	20.3%	1	6.3%	7	12.7%	3	13.1%
伝統的パターン	8	12.5%	1	6.3%	3	5.4%	3	13.1%
合計	64	100%	16	100%	55	100%	23	100%

第1に、表12では、暴力犯罪に関与した被疑者64人中の37人（57.8%）が弁護人立会を選択し、13人（20.3%）がビデオ録画を選択し、14人（22%以下）が伝統的パターン及びテープ録音を選択している。しかしながら表14によれば、第1段階では、暴力犯罪に関与した被疑者の中の23人（24.8%）が弁護人立会を選択し、28人（30.1%）がビデオ録画を選択していた。これを合計すると51<sup>(2)</sup>人となり、割合は54.9%にのぼる。これはテープ録音及び伝統的パターンを選択した者を超える。2つの段階間にはいくらかの差異が認められるものの、全体としては、暴力犯罪に関与した被疑者は、他のふたつのパターンよりも弁護人立会及びビデオ録画を好んでいる。

第2に、表12では、「戸籍」または定住資格が滞在地と同じである55人の被疑者のうち、36人（65.5%）が弁護人立会を選択し、9人（16.4%）がテープ録音を選択し、7人（12.7%）がビデオ録画を選択している。伝統的パターンを選択したのは3人（5.4%）に過ぎなかった。

これは基本的に、図10に示された第1段階における選択傾向と類似している。すなわち、28人（28%）が弁護人立会を選択し、27人（27%）がテープ録音を選択し、30人（30%）がビデオ録画を選択し、そして15人（15%）が伝統的なパターンを選択した。同じ理由により第1段階では、被疑者の選択は弁護人立会、テープ録音及びビデオ録画に比較的集中し、それら3つの間に大きな差異は認められなかった。ところが第2段階では、弁護人立会の割合は65.5%に跳ね上がった。

第3に、表12では、高級中学校以上の教育を受けた23人の被疑者のうち12人（60.7%）が弁護人立会を選択し、9人（39.3%）がその他の3つのパターンを選択した（各パターンごとに3人（13.1%）ずつ）。

これは図1及び図2に示された第1段階の結果と大体一致している。第1段階では15人（28.8%）が弁護人立会を選択し、12人（23.1%）がテープ録音を

(2) 実験第1段階では、弁護人立会及び録画の選択肢を合わせると全体の54.9%に達した。

第2段階では、この割合は23.2%増加し、78.1%に達した。こうした違いの主な理由は、第1段階における被疑者の意思が成熟しておらず捜査官に影響を受けたからである。被験者の中には、第1段階において、捜査官から弁護人立会パターンを提示されなかったり、「新たに導入されるパターンに関するコメント申請書」を注意深く読むよう捜査官から求められなかったと述べる者もいた。

選択し、13人（25%）がビデオ録画を選択し、そして12人（23.1%）が伝統的パターンを選択した。同じ理由により、第1段階において弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画の3つの選択肢間では大きな差異は存在しなかったが、新しい選択をする段になって、インタビューを受けた者の60.8%が弁護人立会を選択した。これは非常に明らかな対比を示している。

最後に、我々は調査の第2段階に新しい要素を付け加えた。すなわち、自白態度と選択パターンの関連性である。もちろん我々は、有罪であると自白する被疑者と彼らの選択の間に関連性を見いだすことはできない。しかし我々は、有罪であると自白しない被疑者に関して、その態度と選択との関連性を容易に見いだすことができる。

表12に示されているように、有罪であると自白しない16人の被疑者中12人（75%）が弁護人立会を選択し、2人（12.5%）がテープ録音を選択し、1人（6.3%）がビデオ録画を選択し、1人（6.3%）が伝統的パターンを選択した。これは、有罪であると自白しない被疑者は最も弁護人立会を希望することを示している。その理由は、彼らは自分のために法律家から助言を受けて話し合いをすることを望んでいるからであり、その他の3つの方法は彼らの助けとならないとみなされるからである。

## （二）3つの地域における被疑者の新しい選択の比較

実験の第1段階に参加した被疑者に対するインタビューに際して、我々はアンケートに次のような質問を置いていた：「もし前述した4つの取調べパターンが法律に定められたとして、あなたが好ましいと思う順番でそれらを並べるならば、どんな順番で並べますか」。我々は被疑者自身の理解に従ってそれを行うよう求めた。その目的は、現行司法システム及び彼らの現実下で、4つのパターンに関する彼らの認知と受容について知るためであった。

アンケートの集計結果によれば、3つの地域で4つの選択肢に関してインタビューを受けた被疑者の人数と割合は表13に示されているとおりで<sup>(3)</sup>である：

(3) インタビューを受けたすべての被疑者がこれらのパターンを順番に並べたわけではない。約10人が、質問の意味および4つのパターン間の差異が理解できないと述べて、要請に応えなかった。

表13 第1の選択の人数及び割合

パターン 人数及び割合 地域	弁護人立会 パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的 パターン		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀	36	52.9%	7	10.3%	16	23.5%	9	13.3%	68	100%
河南焦作	33	70.2%	1	2.1%	13	27.7%	0	0%	47	100%
甘肅白銀	30	81.1%	3	8.1%	3	8.1%	1	2.7%	37	100%

表13から、我々は3つの地域での被疑者の最初の選択において、以下の特徴を見いだすことができる：

第1に、インタビューを受けた被疑者のほとんどが弁護人立会を第1の選択とした。そしてそれは高い割合であった。その割合は、他のパターンを第1の選択とした被疑者に大きく水をあけるものであった

第2に、インタビューを受けた被疑者の中で伝統的なパターンを第1の選択とした者は最も少数であり、割合も最も低かった。このうち、河南省焦作の被疑者は誰も伝統的パターンを第1の選択としなかった。

第3に、ビデオ録画及びテープ録音を第1の選択とした者の人数及び割合は、弁護人立会と伝統的パターンの間に位置していた。

その結果、4つのパターンをその人数と割合順に並べたものが図17である：

インタビューを受けた被疑者の新しい選択を順番に並べた図16と比較すると、図17は弁護人立会が1位であることは同じだが、最下位がかなり異なることが

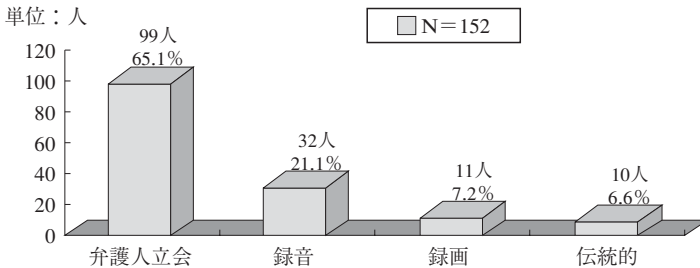


図17 4つの選択の人数及び割合順

分かる。図17では、伝統的パターンは選択の最下位となっているが、図16では上から2番目である。このような差異の本質的な要因は、その当時の被疑者の心境と環境に存する。彼らが再度選択し直すように求められた時には、彼らは従前の選択の影のうちにおり、自分自身の将来を心配していた。すなわち、彼らは犯罪者として選択をしたのである。選択は、彼らの運命に高度の関連性を有していた。

しかし図17では、被疑者は彼らの事件とは無関係であると仮定され、「もし前述した4つの取調べパターンが法律に定められとして」という前提を与えられていた。インタビューを受けた被疑者は、第三者のように選択をした。その一例として、河南省の被疑者のひとりである安某（なにがし）は、新しい選択をするよう求められた際に、インタビュアーに対して「ビデオ録画は有用だとは思わない。弁護人が立ち会っていれば助言を受けることができる」と述べた。そして彼は第1の選択として弁護人立会を選択した。しかし、パターンを優先順位付けするよう求められた際には、彼はビデオ録画を1位にし、「ビデオ録画は、捜査官が自白に手を加えるのを防止できる」と述べた。さらに、甘肅省の被疑者のひとりである王某は、第2段階で新たに選択するよう求められたときも、彼の最初のテープ録音という選択を維持した。それは彼がテープ録音は「取調べで私がちゃんと自白しているのを証明できる」と信じていたからだった。そして彼は、「もし私が積極的に自白するよう促されないのなら、弁護人立会を選ぶだろう」と強調した。しかし彼は優先順位付けするよう求められた際には、弁護人立会を1位に置いたのである。北京の被疑者である呉某、趙某、張某は、新しい選択をするよう求められた際に伝統的パターンを選んだ。それは彼らが自分たちの事件は「とても単純」で「自分たちだけで自白できる」と考えたからであった。「もし自分の事件で、2年または3年の懲役を宣告されるとしたら、私はもちろん弁護人立会を選択するでしょう」と張某は述べた。彼らが優先順位付けをした際には、彼らは全員、弁護人立会を1位に置いた。これらすべては、被疑者たちが、自分のための選択をするときと一般人のために優先順位を付けてパターンを並べるときで、「自分自身の利益と公共の利益とを明確に区分している」ことを示している。同時に、それはすべてのパターンに根拠を与えるものである。したがって、立法上の規定と実際の司法的実務

58(661) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)



は必ずしも完全に一致するものではない。

(三) 比較グループBにおける4つのパターンに関する選択傾向及び決定要因、そしてターゲットグループ及び比較グループBとの対比

ターゲットグループ及び比較グループAによって行われた2回にわたる選択実験及び優先順位付け実験の結果を検討するために、我々は第2段階において、3つの地域で第1段階の実験に関与しなかった117人に対して個別にインタビューを行った。この調査は、前と同様に、想定外の干渉及び影響を排除するためにインタビュアーと被疑者のみでインタビューを実施した。捜査官及び拘置所スタッフを含む公安機関は一切関与していない。インタビューを受ける者は無作為に選り出され、そこにはなんら偏りは存在しない。インタビュー内容は基本的に、ターゲットグループ及び比較グループAに対するものと同様である。主たる質問2つは全く同じである。すなわち、1. あなたが4つのパターンのうちからひとつを選択するように求められたならば、あなたはどれを選びますか。2. もし4つのパターンが法律に定められたとして、あなたが好ましいと思う順番でそれらを並べるならば、どんな順番で並べますか、という質問である。集計結果を検討した後の彼らの選択は表14に示されている：

表14のデータをもとに実験の第1段階に参加しなかった被疑者によってなされた選択を順に並べたものが図18である：

表14 比較グループBの被疑者による選択

パターン 人数及び割合 地域	弁護人立会パターン		録音パターン		録画パターン		伝統的パターン	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
北京海淀 N=48	22	45.8%	8	16.7%	11	22.9%	7	14.6%
河南焦作 N=39	21	53.8%	2	5.2%	8	20.5%	8	20.5%
甘肅白銀 N=20	11	55%	0	0%	9	45%	0	0%
合計	54	50.5%	10	9.3%	28	26.2%	15	14%

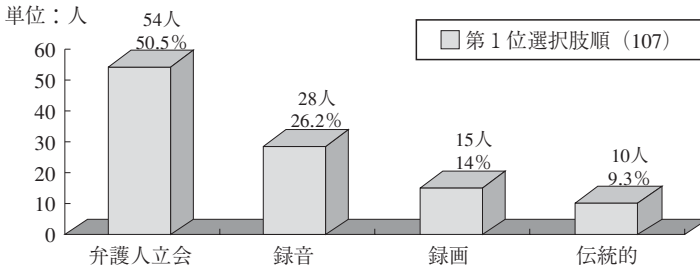


図18 比較グループBによる選択順

図18に示された順番及び図16に示された順番は、いくらかの差異はあるものの基本的に同じ傾向を有している。何よりもまず、どちらの図でも弁護士立会は1位であり、かつインタビューを受けた被疑者でこれを選択した者の割合は50%を超えている。第2に、4つのパターン間でその数値に差異はあるものの、それらは全て、インタビューを受けた被疑者によって多かれ少なかれ選択されている。これはそれぞれのパターンの存在意義を暗示している。最後に、どちらの図でもテープ録音が最下位に位置している。このことは、酷い取調べの防止や実質的な証拠の観点から見て、テープ録音が弁護士立会やビデオ録画ほどの威力がないことを意味している。被疑者の信頼はより低い。

その他にも、アンケートを検討して、我々は比較グループBにおける被疑者の選択傾向と決定要因の相関性を見いだした。このことは表15に示されている。

表15のデータは、実験の第1段階に参加しなかった比較グループBにおける

表15 比較グループBの選択決定要因

決定要因 人数及び割合 パターン	暴力犯罪		無罪主張		本地居住		高級中学校以上の教育レベル	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
弁護士立会パターン	21	46.7%	5	55.6%	16	53.3%	13	59.1%
録音パターン	7	15.6%	1	11.1%	0	0%	2	9.1%
録画パターン	9	20%	2	22.2%	8	26.7%	3	13.6%
伝統的パターン	8	17.7%	1	11.1%	6	20%	4	18.2%
合計	45	100%	9	100%	30	100%	22	100%

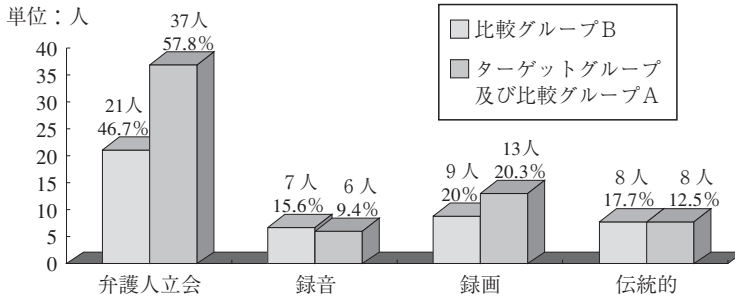


図19 暴力犯罪に関する2つのグループの選択比較

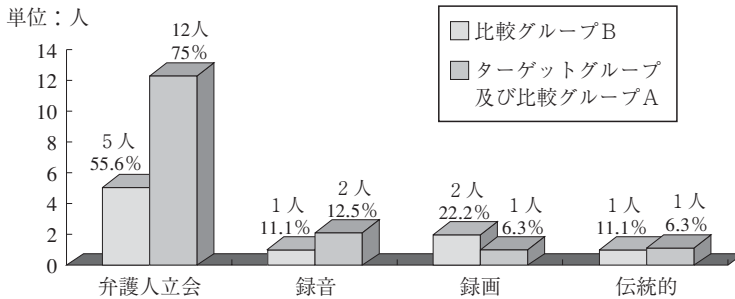


図20 無罪主張する者の2つのグループの選択比較

選択傾向及び決定要因が、実験の第1段階に参加したターゲット・グループ及び比較グループAのそれ(表12にあらわれている)と大体一致していることを示している。

第1に、2つのグループに属し、暴力犯罪に関与した被疑者がした選択の比較は図19に示されている：

第2に、2つのグループに属し、無罪を主張する被疑者がした選択の比較は図20に示されている：

第3に、2つのグループに属し、「戸籍」または定住資格が滞在地と一致する被疑者がした選択の比較は図21に示されている：

第4に、2つのグループに属し、高級中学校以上の教育を受けた被疑者のした選択の比較は図22に示されている：

全体として、分類または同じ基準のもとでの算出のために我々がどのような

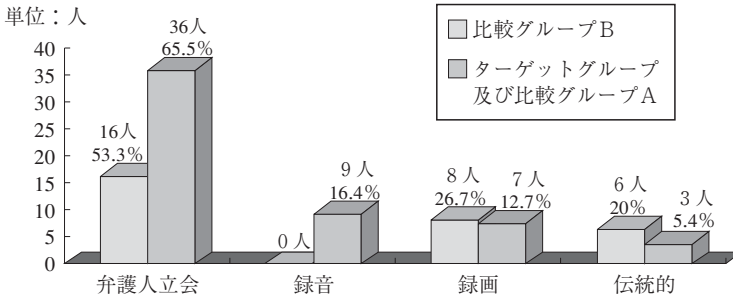


図21 本地居住被疑者の2つのグループの選択比較

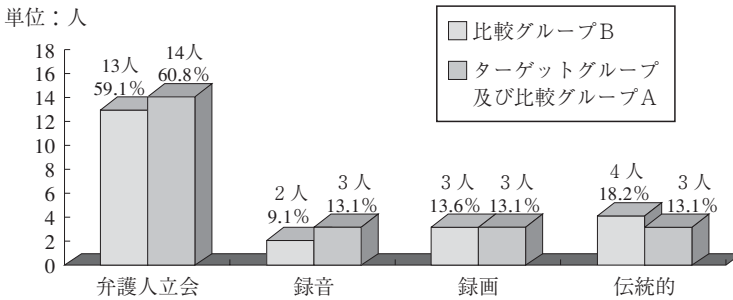


図22 高級中学校以上の教育レベルを有する者の2つのグループの選択比較

手法を用いようと、4つのパターンに対する2つのグループの被疑者には類似した選択傾向が存在する：第1に、それら全てにおいて、46.7%から75%という割合の違いはあれ、弁護士立会が優先順位の1位を占めた；第2に、その他の3つのパターンについては全般的に大きな差は存在せず、いくつかの個別の事件の例外はあったが、その割合は10%から20%であった。弁護士立会以外の3つの方法の中では、ビデオ録画が常に一番上の順位を占めた。一方、テープ録音及び伝統的パターンはそのときどきで最下位を争った。

#### (四) 新たに導入されるパターンに対する被疑者の認知及び改正に対する理解の差異

前述したように、我々は2つのグループの被疑者に対するインタビューで同じ質問をした。それは「もし4つの取調べパターンが法律に定められたとして、62(657) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)

あなたが好ましいと思う順番でそれらを並べるならば、どんな順番で並べますか」というものだった。ほとんどの被疑者は我々のリクエストに応えた。しかしながら統計によれば、北京・河南・甘肅でインタビューを受けた282人の被疑者のうちの23人（8.2%）が、この優先順位付けを行わなかった。それらの者の多くは、そうした優先順位付けの意味が理解できないと述べた。そのうちの何人かは、それがまったく無意味だと考えたがゆえに優先順位付けをしなかった。彼らの対応を検討する中で、我々はある類似性を発見した：1. 彼らは比較的教育レベルが低い。彼らのうち1人は文盲者であり、11人が小学校まで、9人が初級中学校までしか教育を受けていなかった。高級中学校で教育を受けていたのは1人だけであった；2. 彼らのほとんどが出稼ぎ労働者であった。例えば、優先順位付けを行わなかった北京の被疑者8人のうち、7人が出稼ぎ労働者であった。

新しい実験が理解できないと述べた者の他に、何人かが改正は不必要だと直截に意見を表明した。その理由は異なっていた。例えば、被疑者である郭某は我々に対して、「公安当局は自分に対して親切だ」と述べ、そして彼は伝統的なパターンを優先順位の1位にあげた。そして彼は、他の3つのパターンを「理解できない」し「好まない」と述べた。別の被疑者である張某は、「改正は不必要だ」と信じていた。彼は伝統的なパターンを受容し、それは「警察が自分を殴るのはそれが警察の仕事で、責務だからである。もし自分が警察官なら、自分も必ず殴るだろう」という理由からだった。また幾人かは、「警察が被疑者を殴るのは理解できる。なぜなら、殴られなければ自白しないからだ」とまで述べている。

当然のことながら、圧倒的多数は現行の取調べ実務の改正に好意的であった。インタビューを受けた被疑者の91.8%近くが4つのパターンから選択し、そして彼らは高い割合で弁護人立会、テープ録音及びビデオ録画を選んだ。彼らは自分自身の理解に従ってパターンの優先順位付けを行った。多くの者が、弁護人立会またはビデオ録画を優先順位の1位にあげた。しかしながら我々は、改正について考える際に、これらの選択肢間の差異を無視することはできない。

## 六．本実験の実施と現行取調べ方法改正に対する捜査官及び弁護士の態度と意識

### (一) 捜査官の態度と認識

捜査官は取調べの主体である。彼らの現行の取調べ方法に対する見方がどのようなものか、そして現行の取調べ方法の改正に対する態度がどのようなものかという事柄は、我々が今回の実験を行うことによって理解・掌握したい重要な問題のひとつである。そしてそれは、将来の捜査取調べ改正方案の研究や制定において考慮し、重視すべき問題でもある。

前述のように、今回の実験は、北京海淀公安支局、河南焦作解放公安支局及び甘肅白銀公安支局の3つの下部公安機関において実施され、これら3つの公安機関上層部たちから熱烈な歓迎と積極的支持を得ることができた。しかし我々には、上層部による歓迎や支持が、事件を処理する捜査官の態度と認識を反映し、代表しているか否かを完全に知ることは出来ない。確かに、実験全体はだいたいのところ順調かつ正常に進められていたが、しかしそれが主に上下階級間の行政的服従関係により推進されていたことは我々も分かっている。事件を処理する捜査官たちが、今回の実験と将来の取調べ方法の改正を心から歓迎し、受け入れるか否かということこそが、我々が重視している問題である。そこで実験の第2段階で被疑者たちに対してアンケート調査を行うと同時に、我々は実験に関与した捜査官及び関与しなかった捜査官を招集して座談会を開いた。さらに、アンケートを作成して書面の形で回答を求めた。心配を無くすためにアンケートは無記名式とし、回答者の思うとおりに答えてもらった。

回収した56件のアンケートを集計したところ、調査を受けた捜査官が全体的に実験に対して肯定的な態度をとっており、さらに取調べ方法の改正に対して積極的な認識を持っていることが分かった。例えば、「あなたは刑事訴訟法改正時に、現行の被疑者の取調べ方法を変える必要があると思うか否か」という質問に対して、「必要がある」を選択した人は28人だった。これは全体の50%を占める。「必要がない」と選択した人は23人で、全体の41.4%を占める。その他の5人(全体の8.9%)は選択をしなかった。また我々は、「あなたは被疑者取調べの際に3つのパターン(弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画)の全

てまたはそのうちのひとつを採用することで事件処理に対する影響があると思うか」という質問をした。回答の選択肢は、「メリットがある」「デメリットがある」「どちらとも言えない」であったが、これに対し、21人（全体の37.5%）が「メリットがある」を選択し、7人（全体の12.5%）が「デメリットがある」を選択した。19人（全体の33.9%）は「メリットがある」と「デメリットがある」の両方を選択し、9人（全体の16.1%）が「どちらとも言えない」を選択した。

上述の質問の後に、我々は回答者が各選択肢を選んだ理由を簡潔に述べることを求めた。「必要がある」「メリットがある」の選択肢を選んだ回答の主な理由は：(1)拷問による自白の強要や、私情にとらわれて法を曲げることを防止することができる；(2)現行の取調べ過程の過度の密室化を防止し、可視性を高めることが可能となり、取調べを監視・統制の下に置くことができる；(3)これは一連の発展の流れであり、人権保障及び道徳的かつ秩序ある法の執行に有利である；(4)被疑者の取扱い及び事件処理を公正に行う捜査官自身の権利保障に有利である；(5)調書の適法性・有効性を保障し、被疑者が供述を翻すことを防止できる；(6)捜査官が法律に則って事件処理していることを証明できる；(7)捜査及び事件処理のレベルと質を高めることに有利である等であった。また、「必要がない」「デメリットがある」を選択した回答の主な理由は：(1)現段階での社会の治安状況は悪化しており、事件の発生率が高い。被疑者の人権保障を過度に強調するよりも公共の利益の保護を強調すべきである；(2)客観的に言って、否認する被疑者の心理を助長し、重大事件の解決や余罪や罪を免れようとすることの追及に不利である；(3)現在の取調べ方法は良く、現在の治安情勢に比較的合っている；(4)現在の我が国の状況下では、捜査官及び被疑者の素質〔訳注：教育レベルや認識レベル等を含む概念〕はそれらに適合できない；(5)仕事量が増加し、事件処理の効率が下がる；(6)警察官の数が不足し、事件処理のコストが増加する；(7)現在の捜査の科学技術の手段は遅れをとっている。一般市民の素質が低い。資金が計画通りに交付されない。証拠を得ることが困難等であった。

これらの2つの方向性を有する理由を注意深く比較・分析したところ、我々は、それらが相互に明確に対立しているわけではないことを発見した。「必要

がある」「メリットがある」を選択した者が言及した理由は、「必要がない」や「デメリットがある」と主張する者によって拒絶され、退けられているわけではない。「必要がない」や「デメリットがある」を選択した者が言及した理由については、「必要がある」や「メリットがある」を主張する者の理由の中では言及されていない。客観的に言えば、現行の取調べ方法を改正することには、利益もあれば弊害もある。それが、対象者の33.9%が「メリットがある」と「デメリットがある」の両方をともに選択した原因の所在である。

問題の肝心な点は、我々がいかに当該利害を分析し、いかに有利な部分を利用しつつ弊害部分を除去するかである。

アンケートの統計と分析を行う中で、我々はまた、異常とも言うべき現象を発見した：北京海淀公安支局の捜査官へのアンケート調査では、「現行の捜査及び取調べ方法の改正は必要か否か」という質問に対して、「必要がない」を選択した人数は明らかに「必要がある」を選択した人数より多かった。前者は10人で全体の52.6%を占め、後者は4人で全体の21%を占めていた。その他の人、すなわち全体の26.3%は選択を放棄していた。しかしこれとは反対に、河南焦作解放公安支局でのアンケート調査では、「必要がある」を選択したのは14人で全体の70%を占め、「必要がない」を選択したのは6人で全体の30%を占めていた；甘肅白銀公安支局でのアンケート調査では、「必要がある」を選択したのは10人で全体の58.8%を占め、「必要がない」を選択したのは7人で全体の41.2%を占めていた。これら2つの地域では、「必要がある」を選択した者は明らかに「必要がない」を選択した者よりも多い。各公安支局の置かれている地域の政治・経済・文化・法制度の発展の程度を見ても、アンケートを受けた捜査官の総合的な素質を見ても、北京が明らかに優れている。そうであればなぜ、現行取調べ方法の改正に対する認識態度に関して、北京は河南焦作及び甘肅白銀という2つの実験地域よりも明らかに低いのだろうか。このことは、我々が軽視し得ない、軽視してはならない問題である。

各方面の比較と分析を通して、我々は3つの実験地域でのアンケート調査対象者について明確な差異を発見することは出来なかったが、最終事件処理数については、3つの実験地域でのアンケート調査対象者間に大きな差異が存在することを発見した。その差異は非常に大きいとも言える。すなわち、アンケー



トでは対象者の事件処理数に関して様々な選択肢を持つ質問をしていた。その中の「あなたが毎年処理する事件数はどのくらいか」という質問では、5件から75件まで、5年ずつ計20種類の選択肢を用意した。この質問に対して回答した北京海淀公安支局の対象者は19人だった。彼らのうちの18人は75件以上を選択していた。残りのひとは、自分で「200件余」と記入した。事件総数は1550件以上で、ひとり平均年間86件以上の事件を処理していた。この質問に対して、河南焦作解放公安支局の回答者20人の事件処理数は、ひとりあたり平均年間23件以上だった；また、甘肅白銀公安支局の回答者16人の事件処理数は、ひとりあたり平均年間58件以上だった。上述の回答者は無作為抽出されたものであり必ずしも正確とは言えないが、しかしそれが示している傾向は明らかである。すなわち、北京海淀公安支局の捜査官ひとりの年間事件処理数の平均は明らかに河南焦作や甘肅白銀という2つの地域でアンケート調査を受けた者のそれよりも多いのである。

これ以外にも、以下のいくつかのデータから3つの実験地域における差異の存在が統計上認められる。

1. 「あなたが処理した事件の中で、捜査終了までの最短日数、最長日数及び平均日数はどのくらいか」という質問に対する北京海淀公安支局の調査対象者からの回答の平均は：最短28.5日、最長180日、平均74日であった。河南焦作解放公安支局の調査対象者からの回答の平均は：最短19日、最長102日、平均43日であり、甘肅白銀公安支局の調査対象者の回答の平均は：最短18.7日、最長106.4日、平均52.6日であった。

2. 「あなたが処理した事件の中で、取調べ回数の最少、最多、平均はどのくらいか」という質問に対しては、北京海淀公安支局での回答の平均は：最少5回、最多16回、平均7回であった。河南焦作解放公安支局での回答の平均は：最少2.6回、最多10.8回、平均4.5回であり、甘肅白銀公安支局での回答の平均は：最少2.9回、最多11.35回、平均5.44回であった。

3. 「あなたが処理した事件の中で、一回の取調べ時間の最短、最長、平均はどのくらいか」という質問に対し、北京海淀公安支局での回答の平均は：最短0.8時間、最長8時間、平均2.5時間であった。河南焦作解放公安支局での回答の平均は：最短1.7時間、最長8.2時間、平均3.7時間であり、甘肅白銀公安支局

での回答の平均は：最短1.8時間，最長15時間，平均6.8時間であった。

以上をまとめると，捜査官の年間平均処理事件数，事件処理に費やされた時間の最短，最長，平均日数では，北京海淀は明らかに河南焦作と甘肅白銀を上回る；しかし事件処理に際して行われる取調べ1回に費やされる最短，最長，平均時間では，河南焦作と甘肅白銀は同程度であり，共に北京海淀を上回っている。

上記の統計・分析を通じて我々が基本的に認識できるのは以下のような点である。すなわち，北京海淀公安支局のアンケート調査回答者中で現行の捜査及び取調べ方法の改正につき「必要がない」と回答した者は，「必要がある」と回答した者より多い。「必要がある」との回答が河南焦作や甘肅白銀よりも明らかに少ないことの重要な原因のひとつは，北京海淀の捜査官の事件処理負担が他の2つの地域よりも重く，仕事のプレッシャーが大きい点に存する。こうした状況下では，北京海淀公安支局の回答者の多くは現状を変えたくないと考ええる。なぜなら，客観的に言えば，現行の取調べ方法を変えることによる直接的な影響のひとつとして，捜査官の仕事量の増加やコスト高，そして一定程度の仕事の困難化があるからである。これに対し，河南焦作及び甘肅白銀の捜査官の事件処理負担と仕事のプレッシャーは北京に比べ軽い。したがって現行の取調べ方法の改正に対する態度も積極的である。この状況は，我々が捜査及び取調べ方法の改正の研究，方案及びその推進において，事件処理担当者の作業負担や仕事のプレッシャー及びそれに直接関連する改正に耐え得る空間と能力の問題を重視しなければならないことを示している。

アンケートの中で我々は，回答者に対して，「弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画」の3種類の取調べパターンを重要な順に並べるように求めた。これに対し，3つの実験地域での回答は高度に一致している。すなわち，すべての地域で：全過程ビデオ録画が第1位，全過程録音が第2位で，弁護士立会が第3位となった。そして「もし3種類の取調べパターンの中からひとつだけ選べるとしたら，あなたはどれを選ぶか」という質問に対しては，66%（37人）が全過程ビデオ録画を，23.2%（13人）が全過程テープ録音を選んだ。弁護士立会を選択したのは10.8%（6人）にすぎなかった。これは，彼らの3種類の取調べパターンの順位付けと完全に一致しており，3種類の取調べパターンの中

で捜査官に最も歓迎されているのは全過程ビデオ録画であり、最も不評なのが弁護人立会であることを示している。

## (二) 弁護士の態度と認識

実験の第2段階では、調査チームは3つの実験地域の弁護士に対してもアンケート調査を行った。回収された57件の回答の中で、「現行取調べ方法の改正が必要か否か」という質問に対し、56人（全体の98.2%）が「必要がある」を選択した。「必要がない」を選択したのは1人（全体の1.8%）だけだった。「必要がある」と選択した理由につき、圧倒的多数が「拷問による自白の強要防止及び被疑者の人権保障」を挙げた。唯一「必要がない」を選択した回答者の理由は「今しばらくは必要がない。焦作の経済水準は中位レベルであるが、刑事事件に割ける警察のマンパワーには限界があり、警察官のレベルも一定水準に達していない。変化によって各個の統治機能が弱まることになる」というものであった。また、我々の「弁護人立会・全過程テープ録音・全過程ビデオ録画」の3種類の取調べパターンを重要な順に並べてほしいとの要求に対する回答は以下のとおりであった。すなわち、弁護人立会が第1位で全過程ビデオ録画がそれに続き、全過程テープ録音は第3位であった。また、「もし3種類の取調べパターンの中でひとつだけ選べるとしたら何を選ぶか」という質問に対しては、87.7%（50人）が弁護人立会を選択し、10.5%（6人）が全過程録画を、そして1.8%（1人）が全過程録音を選択した。この結果は前述した捜査官の順番と真逆であった。これは、3種類の取調べパターン中で弁護士たちが最も歓迎するのは弁護人立会であり、最も不評なのは全過程テープ録音であることを示している。

現行取調べ方法の改正を「必要がある」とした回答の理由として、弁護士たちは「拷問による自白の強要防止及び被疑者の人権保障」に意見を集中させている。しかし捜査官が考える理由の範囲はもう少し広い。すなわち、「拷問による自白の強要防止及び被疑者の人権保障」に加えて「被疑者が供述を翻すことの防止」「事件処理の質的向上」「捜査官が道徳的かつ秩序ある取調べを行うことを促す」「取調べにおける供述の適法性及び有効性の保障」などの理由も捜査官からあげられた。これらは2つの職業の異なる属性と2種類の訴訟主体

の異なる視点を反映している。

要するに、弁護士たちは現行取調べ方法の改正に対し、ほぼ100パーセント賛成し、これを支持していると言える。このことは彼らが担当する訴訟の役割と彼らが引き受ける社会的責任とに直接的に関連している。

## 七．実験により得られた基本的な効果及び現行取調べ方法の改正に関する初歩的方案

### (一) 実験により得られた成果

約1年の実験期間は長いとは言えず、実験に参加した機関及び人員も多くはない。実験の方案及び方法にもまた改善すべき点は存在する。すなわち、実験を主催した我々も実験参加者も共に経験が足りず、実験活動自体も一定の場所、時期または段階で適切に所定のポジショニングが出来なかった。しかし我々はそれでもなお、想定していた目標を達成したと基本的に感じており、以下の成果が得られた：

1．実験は、現行取調べ方法に対する改正が必要かつ切実でもあることを明らかにした。1年間の実験を経て、我々は以下にあげる幾つかの点から、現行の取調べ方法に対する改正が必要かつ切実であることが説明されると考える：

第1に、捜査及び取調べ方法の改正を通じて、司法の人権保護及び擁護機能は強化され、司法の公正性が促進される。これは「人権の擁護と維持」という憲法の原則によって、刑事司法活動に対して基本的に要求されるものである。そしてまた国際刑事司法の準則の目指す方向でもある。

我が国の憲法はすでに「国家が人権の擁護と維持を行う」という原則を確立している。同時に我が国の政府は、国際刑事司法準則である国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を批准しており、しかもこの国際規約のための各準備活動の正式許可を急いでいる。これらは現行の捜査及び取調べ方法の改正における巨大な動力であり、直接的な圧力でもある。実験の過程において我々は、政治的・経済的・文化的に全国でトップである北京のみならず、発展が相対的に遅れている河南焦作や甘肅白銀においても、各方面の人々から大きな感銘を受けた。彼らはみな、司法による人権の保護や司法の公正性の擁護及び促進は歴史的に目指すべき方向であり、世界的にもそれが大きな潮流である

ことを認識していた。我々はそのことを無視することは出来ず、また無視すべきではない。

第2に、現行の取調べは非公開である。そのために実務では、程度こそ違えども、違法な取調べや拷問による自白強要または拷問に近い形での自白強要といった現象が今だに存在している。それと同時に、非公開であるがゆえに人々が取調べ活動の適法性に対して疑問を持ち、誤解し、少数ではあるが悪意の中傷に至る者が現れることが不可避である。また、被疑者が後になって供述を翻すことの内容も提供してしまっている。

弁護士と被疑者に対する我々の実験で最も際立っていた問題は、現行の取調べ方法における様々な程度の違法な取調べや拷問による自白強要または拷問に近い形での自白強要の存在であった。この問題に対して、我々は冷静に分析を行った。我々はこのような問題が確かに存在することは否定しない。例えば、ある捜査官はアンケート調査への回答に、「自分が行った最も長い取調べは24時間である」と記載した。これは明らかに拷問に近いものである；しかし他方で我々は、現行の取調べ方法が非公開であるがゆえに、人々が取調べ活動の適法性に対して疑問を持ち、誤解し、少数ではあるが悪意の中傷に至る者が生じるということを否定できない。これらの問題を取り除きまたは減少させるために最も有効な方法は、現行取調べ方法の改正である。弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画などの方法を通じて太陽の光に取調べ活動をさらすことにより、違法な取調べ（拷問による自白強要を含む）が防止できる。それと同時に、人々が疑いを抱いたり誤った方向に導かれることを防ぎ、さらに悪意の中傷が入り込む隙を与えないようにできるのである。

実験中、次のような出来事があった。白銀市公安局で30年間刑事をしてきたベテラン捜査官が、今回の実験活動が白銀市局ではなく白銀支局で行われると知ったときに、非常に遺憾である旨の意を表したのである。彼が言うには、麻薬犯罪事件において被疑者が供述を翻す確率は比較的高く、数多くの事件で、送検・起訴後に被疑者が供述を翻したという理由で事件が検察から戻されて追加捜査が行われる。彼は、弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画という取調べ方法があれば被疑者が供述を翻す割合を効果的に下げられると考えていたのだった。

第3に、約1年間にわたり我々は被疑者自身の意思による選択の基礎の上に4種類の取調べ方法を伴う実験を行ってきたわけだが、弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画という3種類の可視化された取調べ方法の下でも、現行の伝統的な取調べ方法の下でも、拷問による自白強要という現象は発生しなかった。

被疑者によると、実験中彼らは暴行を受けるのではないかという恐怖感から解放され、平常心で捜査官のする質問を受けることができた。しかも捜査官の彼らに対する態度も、以前と比べて明らかに丁寧に礼儀正しかった。また実験に参加した捜査官は、弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画という条件の下での取調べに対して、「最初は確かに緊張していたが、時間が経つうちに次第に慣れてきた」と述べている。捜査官たちに最大の変化を生じさせたものは以下の事項だった。すなわち：まず取調べ前に各項目の準備を整えること；次に取調べの中で事実を提示し、道理を論じ、丁寧に礼儀正しい取調べをすること；さらには、取調べのテクニックと戦略について知恵を働かせ、工夫を促したことである。上述した状況下で、実験に参加した被疑者は基本的に供述を翻さなかった。そして、個別的に供述を翻した者も、「原因は自分自身にある」と述べて、取調べを行った捜査官や取調べ方法に対しては異議をとらななかった。

2. 本実験は、現行取調べ方法に対する改正の実行可能性を示している。どのような改正も、それが必要性和実行可能性を同時に備えて初めて推進することができ、かつ成功を収めることができるのである。本実験について言うならば、我々は実験の申請時からすでに現行取調べ方法の改正の必要性に対しては一定の認識をもっていた。

しかし現行取調べ方法の改正の実行可能性に関しては我々は半信半疑であり、確信を持っていなかった。そのため実験開始時から我々はすでに「実験は成功する可能性もあるが、失敗する可能性もある」という心の準備をしていた。しかし1年間の実験を経た後、我々はこの問題に関して「現行取調べ方法に対する改正は実施可能である」と認識している。

第1に、本実験及び改正を推進するための我々の努力に対して、公安機関や多くの捜査官から肯定と支持を勝ち取った。

本実験を行うことは、「初めて蟹を食べた人〔訳注：他の人が怖がってしないことや前例のないことを始めた人の意。〕」であったと言えよう。しかも客観

的に言えば本実験は、公安機関の通常業務に対して一定程度の衝撃を与えるものであり、マイナスの影響を引き起こすかもしれないのである。しかし実験に参加する機関を我々が探しているときに、北京海淀公安支局・河南焦作解放公安支局・肅白銀公安支局の全てが本実験に深い理解を示し、積極的な態度を取って、「初めて蟹を食べた人」となることを快諾してくれた。さらに注目すべきは、これら3つの下部公安機関は、それぞれ我が国の経済発展地域、中間発展地域、発展途上地域に置かれているということである。これらの公安機関が本実験に対して同様の姿勢を取っていることから、我々は、我が国の政治的・経済的・文化的発展は不均等であるものの、それは異なる地域の公安機関による「人権擁護及び人権保障」という憲法の原則の追求に影響を与えていないことを感じた。それのみならず、本実験はまた、実験を実施した3つの地域の公安機関の捜査官が、取調べ方法の改正推進に対して肯定と支持の態度を示していることを明らかにした。彼らの中には、現行取調べ方法を改正する「必要がない」と思っている者もいるが、しかし彼らの「必要がない」という回答は、「改正すべきでない」という理由から出たものではない。そうではなく、主に現段階での改正推進がこれから直面するであろう問題や困難を基礎にしているのである。その中の主要な問題は以下のふたつである：第1に、警察官が不足しているため、捜査官の事件処理負担が重く、仕事のプレッシャーが大きいという問題である；第2に、被疑者の罪を認める態度に対してマイナスの影響が出るのではないかという問題である。第1の問題に対しては、警察官の人数を増加させることを通じて事件処理力を強化するという方法があると考ええる。また、この問題に対しては、もう一つ重要な構想として、事件の捜査及び処理過程を簡易化し拘禁率を下げる方法があると考ええる。実験において、我々は完全に拘禁する必要がない被疑者が相当数存在すると考えた。また、派出所が行政の法律執行のプログラムに従って解決することができる事件もあった。軽傷害事件や喧嘩乱闘事件、街角での領収書売買事件などがその例である。こうすることで捜査官の仕事負担を一定程度軽減することが可能となる。第2の問題に関しては、捜査官の認識自体一致していなかった。アンケート調査では、約3分の2の捜査官が取調べ方法の改正は「被疑者の否認する態度を助長するかもしれない」と考えていた。しかし3分の1強の捜査官は「被疑者が罪を認め

るか否かに対して実質的な影響はない」と考えていた。その他にも我々は、「あなたが事件処理していく中で、被疑者がみずから自白または一定の説得の後に自白して、犯罪事実に関与していることを認めた者の割合はどのくらいか」「長い説得を経た後に自白した者の割合はどのくらいか」「最後まで自白しない者の割合はどのくらいか」という質問をしたが、この質問に対する捜査官の総合平均回答はそれぞれ：33.8%，47.4%，18.8%であった。このことは、捜査官の視点から見ても、大多数の被疑者は、みずからまたは一定の説得の後に、関与した犯罪事実や事件に関連する事実を自白することが可能であることを示している。捜査官の一部はアンケートに対して、『坦白従寛』[訳注：「自白した者は寛大に扱う」の意。]という政策を着実に執行して被疑者に空言や決まり文句を言わなければ、被疑者が罪を認める確率は必ずや高まり、供述を翻す確率も必ず下がるに違いない」と回答している。取調べ方法の改正は被疑者の否認の態度を助長することはない。

真剣に総括し、十分に分析し、改正を推進する中で直面するであろう問題を適切に解決するならば、地域の発達レベルを問わず、公安機関及び捜査官の現行取調べ方法の改正に対する積極性は必ず高まり、改正を推進する可能性も大幅に増強されるだろうことは明らかである。

第2に、本実験に参加した被疑者は、本実験の実施及び取調べ方法の改正に対して積極的な態度を取った。そのみならず、実験対象となった事件において捜査官の事件捜査・処理作業の進行が妨げられる事態は生じず、マイナスの影響も生じなかった。

被疑者自身の利益から分析すれば、被疑者は本実験に参加しているか否かを問わず、現行取調べ方法の改正を歓迎する態度を取るといえよう。しかし多くの人々は、実験により捜査官の事件捜査・処理作業の進行が妨げられ、好ましくない結果がもたらされるのではないかと心配した。そのため、我々は実験の中でそのことを一つの重要問題として注意し、さらに多方面から考察を行った。まず我々は、被疑者が取調べで事件への関与を認めるか否か、自白をするか否かについて記録を取った。

次に、彼らの事件の捜査が終了し、送検・起訴または公判の後に、彼らに対して再度個別に取材し、彼らが起訴時または公判段階で従前の供述を変遷させ



たか否か、供述を翻したか否かを調査した。そして最後に、いくつかの事件で我々は検察機関や裁判機関に対して追跡調査し、事件を処理する側から見て、事件の被疑者や被告人による自認供述が翻されたか否かを調査した。それと同時に我々はまた、実験に参加した被疑者と実験に参加していない被疑者では罪を認める態度がどのように異なるかを比較した。最終的な結果は以下の通りである：実験に参加した被疑者の大多数は取調べ中に罪を認めまたは事件に関与したことを認めた。否認した者はごく少数であった。また、自認・否認に関わらず、後の公判段階ではどちらも実質的な変遷はなかった。その他にも、本実験に参加していない被疑者と比較して、本実験に参加した被疑者が通常と異なる取調べ方法を用いたことによって否認率が高まったという事態は生じなかった。捜査官に対する個別調査においても、彼らには、弁護士立会・テープ録音・ビデオ録画などの取調べ方法を選択した被疑者が罪を認める態度に関して明らかな変化があったという実感はなかったことが示された。また、否認する者が増加したという実感もなかったということが示された。

これらの事実は、従来の取調べ方法を改正しても被疑者の否認率は高くならず、事件の捜査・処理作業の妨げとはならないことを証明した。このことは、実験の実施と現行取調べ方法の改正実行可能性を支持する根拠を提供した。言うまでもないことであるが、我々は取材する中で実験に参加した一部の事件では今だ乱暴な方法による取調べや拷問に近い形での自白強要の問題が存在していたことを知った。これはさらなる改正推進の必要性や困難性を説明するものである。しかしながら、改正の実行可能性に影響はない。

第3に、本実験ではまた、4種類の取調べ方法すべてに存在基盤及び存在価値があることが明らかになった。したがって、取調べ方法改正の推進においては「一刀切」[訳注：「一度きりの、型にはまったアプローチ」の意。]や「一次到位」[訳注：「一度きりで全てを成し遂げるアプローチ」の意。]を求める必要はないし、そうすべきでもない。多元的な取調べ方法を採用し、一步一步推進すればよい。これは改正のための資源や措置、改正を支える力などの面から、改正の推進の実行可能性に資する基礎を打ち立てるものである。

本実験の結果から以下のことが言える。すなわち、4種類の取調べパターンの中で、本実験に第1段階から参加した被疑者や、そして第1段階に参加せ

ずに取材を受けた被疑者（彼らの中には、すでに公判段階に入っている者もいたし、すでに判決を言い渡されている者もいた）によって選択されなかったパターンはなかった。また、「自分の事件の取調べ方法として何が望ましいか」という視点から取調べパターンを選択するにあたって、そして「立法上現行の取調べ方法を修正するには何が望ましいか」という視点から取調べパターンを選択するにあたって、4種類の取調べパターンのうちで誰からも選択されなかったものはなかった。ただ、弁護人立会を選択する人が比較的多く、テープ録音・ビデオ録画及び現行の伝統的な取調べを選択する人が比較的に少なかった、ということが本実験の結果である。この結果は、取調べ方法の改正推進の次のステップで重要な意義を有する。本実験は、一方では4種類の取調べパターンすべてに存在基盤及び存在価値があることを示した；そして一方では、全国規模での取調べ方法の改正推進に関して、その実行可能性の基礎を打ち立てた。実験案の設計にあたり、ある者は弁護人立会だけを実験すればいいと主張し、またある者はテープ録音は不必要だと主張した。またある者は、実験では被疑者の個人的意見を求めず一律・統一的に取調べ方法を振り分けるべきだと提案した。我々は討論を重ねた末に、我が国の政治的・経済的・文化的な発達は地域ごとに非常に不均等であることを感じた。いかなる改正案の設計及び提示も、こうした基本的な国家事情を出発点としなくてはならない。そして同時に、被疑者自身の認識水準、総合的な素質及び事件への関与状況が千差万別であることから、取調べ方法の改正は「一刀切」の形式を採用すべきではない。こうした我々の考えは、実験の実施によって正しいことが証明された。これは本実験が3つの異なる地域で行われたことにより保証されただけではない。さらに重要なことは、これから先の正式な改正推進のための経験が蓄積されたということである。

## （二）現行取調べ方法の改正に関する初歩的方案

以上の実験結果に基づき、我々は現行取調べ方法の改正につき、以下の初歩的方案を提示する：

### 1. 取調べ方法の種類に関しては、4種類を並存させるべきである：

今回の実験では4種類の取調べパターンを採用した。実験の結果から、公安76(643) 法と政治 59巻2号（2008年7月）

機関・捜査官・弁護士・被疑者それぞれの取調べパターンの選択に一定の傾向があることが分かった。例えば、比較的多くの捜査官がビデオ録画を選択したが、それに比べて弁護士及び被疑者は弁護人立会を歓迎している。しかしながら、テープ録音や伝統的な取調べを選択する者も依然として存在していた。マクロな視点及び改正の視点からは弁護人立会・テープ録音・ビデオ録画を選択するが、自分の事件と結び付けて具体的な選択をする際には伝統的な取調べを選択する者もいた。その理由は、そうした選択をした者は自分自身の事件が分かりやすいものであり、自らも罪を認めており、自首したという事情から、その他の方法を採用する必要がないと考えたからであった。

そのほかにも、我が国の発達程度の不均等及びと資源の有限性の観点からしても、取調べ方法の改正には多元化が必要であり、「一刀切」は行うべきではない。例えば、弁護人立会は弁護士という人的資源から制約を受ける。司法部〔訳注：法務省に該当する。〕が公示したある資料によれば、我が国では今だに206の県クラスの行政機関において業務を行う弁護士が存在しない。また、テープ録音とビデオ録画を比較するとき、確かに現代科学技術の発達によってこれらのコストは以前のような天と地ほどの差異は存在しなくなったけれども、なお差異は存在する。その他に、利便性の観点から言えば、テープ録音は操作自体が簡単だけでなく、事件の発生現場での臨時かつ緊急取調べを含むすべての場合に適用できる点でさらなる重要性を有する。以上より、我々は取調べ方法の改正において、4種類の方法が並存されるべきであると考えます。

2. 異なる取調べ方法を適用する際には、被疑者の希望を尊重すべきである。4種類の取調べ方法を用意するだけでは、マクロかつ抽象的な問題しか解決されない。司法の実践においてはまた、取調べ方法の適用のミクロかつ具体的な問題が解決されなければならない。すなわちそれは、個別具体的な事件の捜査・処理において、どの具体的な取調べ方法を用いるかという問題である。これはひとつの核心的な問題に関連している。それはどの種類の取調べ方法を採用するかにつき、被疑者の個人的意見を求めるか否かという点である。配置の観点からはから言えば、被疑者の意見を求める方がおそらく比較的容易であろう；もしも被疑者の意見を求めないならば、数種類の取調べ方法が並存する場面で、どのようにして具体的な方法を選択するかが問題となる。さらに重要なのは、

もしも被疑者の意見を求めないならば、それはこの制度自体に深刻な問題を突きつけることになるということである：被疑者に関して言えば、これは被疑者が行使できる権利のひとつなのであろうか。それとも必ず引き受けなければならない義務なのだろうか。本実験の過程で、一部の被疑者はビデオ録画を選択しなかった。その理由は、彼らが、一旦録画されればそれは永久保存され、現在及び将来にわたって自らの名誉に対する脅威になると心配していたからである。それ以外に、もし被疑者の意見を求めずに、事件を捜査・処理する機関によって完全にマニュアル通りに物事が進められ、統一的に方法が決定されるとした場合に、我々に当該需要を十分に満足させる資源があるか否かも問題になるであろう。

以上に基づき、我々はこの問題も実験の中に組み入れて探ることにした。まず、本実験では4種類の取調べパターンを并存させ、被疑者の意見に基づいて取調べパターンを決定し実施するという方法を採用した。こうしたやり方は被験者全般に認められ、異議をとなえる者はいなかった。次に、我々は捜査官及び弁護士向けのアンケートの中に、次のような質問を置いた。それは、「あなたはどの取調べ方法を採用するかに関して、被疑者の意見を求める必要があると思うか否か」というものであった。これに対する回答は以下の通りであった：捜査官のうちの36人（全体の66.7%）が「求める必要がある」と主張し、18人（全体の33.3%）が「求める必要がない」とした；弁護士のうちの36人（全体の63.2%）が「求める必要がある」に同意し、21人（全体の36.8%）は「求める必要がない」を選択した。「求める必要がない」を主張した者があげた主な理由は以下の通りである：(1)意見を求めるためには膨大な時間が必要となり、事件の捜査・処理に負担をかけることになる；(2)どのように取調べを行うかは事件を捜査・処理するための制度または方法の問題であり、被疑者の意見を求めるべきではない；(3)ひとたび意見を求めることになれば空間の濫用が生じ、被疑者の訴訟の権利を侵害する可能性がある。

我々が思うに、上記の第1の理由は、現象しか見ておらず実質を軽視している。被疑者の意見を求めるためには、確かに少し時間を要する。しかし意見を求めた後の時間の節約にもつながる可能性がある。もしある被疑者が通常の伝統的な取調べまたはテープ録音を選択すれば、それによって弁護士立会または

ビデオ録画を手配する時間的コストやその他のコストを減少させることができる。第2の理由に至っては、実質上、取調べパターンを被疑者が受け入れるべき義務または引き受けるべき義務と見なしている。そして被疑者の意見を聞き入れ、それを尊重する必要性はないとしている。これは取調べ方法の改正という志に反するものである。第3の理由には一理ある。しかし他の措置を講じることで濫用を防止すべきであって、名目的な被疑者の利益擁護を果たすために個々の被疑者の権利を軽視すべきではない。結局のところ、被疑者の権利は最終的には個人々人を通じて保障・実現されるものである。以上により、我々は異なる取調べ方法を適用する上で、被疑者の希望を尊重すべきであると主張する。

3. 具体的取調べ方法を実現する上で、個人の意志と協調の結合を果たすこと。

捜査官及び弁護士向けのアンケートの中に、我々は次のような質問を置いた：「あなたは被疑者に対してどの取調べ方法が採られるかにつき、当該被疑者が関与したとされる犯罪の性質や重大性によって区別された対応がなされるべきだと思うか否か」。捜査官の64.8%（35人）が「区別する必要がある」とし、35.2%（19人）が「区別する必要はない」とした；弁護士の回答はそれと真逆であり、24.6%（14人）が「区別する必要がある」と主張し；75.4%（43人）が「区別する必要はない」とした。「区別する必要がある」と主張した者の大部分が依拠したのは、司法の資源の有限性及び訴訟効率の上昇という点であった。一方、「区別する必要はない」とする者は、主として、法の前で万人は平等であるべきだとの観点を基礎としていた。また、「ひとたび区別すれば、他人に利用される」と心配する者も存在した。

4種類の取調べ方法の中で、プログラムが最も複雑でコストが高い方法は弁護人立会である。弁護人立会以外の3種類の取調べ方法は、事件を捜査・処理する機関が被疑者の希望に従い、独立に配置することができる。しかし弁護人立会については、事件を捜査・処理する機関が独立にこれを配置することは困難であろう。ここで直面する主たる問題は、弁護士をどこから調達するかということである。事件を捜査・処理する機関が弁護士を指名して派遣させるか、それとも被疑者自身が依頼するのか。被疑者が弁護人立会を求めるにも関わらず、被疑者自身がそれ以前に弁護士に依頼していなかったらどうするのか。逆

に、事件を捜査・処理する機関が被疑者に弁護士に合わせる用意をしたにも関わらず、被疑者が接見を拒絶したらどうするのか。そもそも、事件を捜査・処理する機関がどのようにして弁護士を配置するか、それ自体が問題である。

以上の状況に鑑みて我々は、被疑者が取調べ方法を選択した以降の実現ルート上では、被疑者自らの意思と協調の結合がなされる方法を採用するよう主張する。具体的内容は以下の通りである：もし被疑者が、テープ録音・ビデオ録画・伝統的な取調べを選択した場合には、当該選択に従って取調べを行う；被疑者が弁護士立会を選択した場合には、まず被疑者自身に弁護人を依頼させ、事件を捜査・処理する機関はそれに協力すべきである。当該被疑者に弁護人を依頼するだけの経済的能力がない状況下では、事件の具体的な事情に鑑みて、事件を捜査・処理する機関が被疑者に対して法律援助弁護士〔訳注：国選弁護士に該当する。〕を配置させるか否かを判断する。我々が思うに、現在の条件の下では弁護士立会を必要とするすべての被疑者に対して法律援助弁護士を配置することはできない。その理由は、弁護士の人的資源や政府の財力資源による。したがってそこでは区別した上で対応すべきである。また我々は、およそ無期懲役以上になる可能性を有する罪を犯したとされる被疑者が弁護士立会を希望したにもかかわらず弁護人に依頼をするだけの財力がない場合には、事件を捜査・処理する機関は当該被疑者に対し法律援助弁護士を配置すべきであると主張する。こうした事件以外については、一律に取調べの全過程をビデオ録画すべきである。当然、これらを行うためにはまた、立法によって、法律援助弁護士が捜査段階から介入するという問題を解決しなければならない。

4. 取調べ方法の改正を進めるにあたっては、順を追って漸進し、一步一步確実に目的に到達するための措置を講じるべきである。

我々はすでに、我が国の発展程度の不均等性や経済条件、人員の素質などの様々な点で大きな差異が存在するという現実的状况を多方面から考慮してきた。それでもなお我々は、上述した方案をただ一度の改正で全国的に推進することは相当程度困難であると考えている。それゆえに我々は、改正の内容が確定した後も、改正を進めるにあたっては順を追って漸進し、一步一步確実に目的に到達するための措置を講じるべきであると主張する。

今年初め、最高人民検察院は全国の検察系統において検察官が捜査する全事  
80(639) 法と政治 59巻2号 (2008年7月)

件につき、全過程テープ録音・ビデオ録画制度を実施すると決定した。但し、推進方法上、経済面で相対的に発展している地域で先に実施し、経済が未発展の地域は後にすることとした；まず省、市の両クラスの検察機関でこれを行い、後に県区クラスの検察機関で同制度を実施する；そして全過程テープ録音を先に実施した後に、全過程ビデオ録画を採用するという戦略的計画を実施した。これは肯定すべき、そして模範とするに値することである。実は、この種の改正推進方法は外国でも先例がある。2004年、日本の国会は国選弁護士（我が国における法律援助弁護士）の捜査段階への介入や、裁判前の予備プログラム（公判前整理手続）、裁判員制度の創設を含む一連の刑事司法制度の改正に関する重大措置を可決した。しかしその影響が及ぶ範囲が広いことや、各方面で十分な準備をする必要がある等の現実状況に鑑みて、これらの措置を5年以内に一步一步実行することを決定した。これも我々の参考に値することである。

ひとつの科学研究プロジェクトである2005年の実験はすでに終了した。しかしこの課題に対する研究はまだ始まったばかりであり、我々はそれを継続していくであろう。各方面における制限的な条件、特に経験不足ゆえに、本実験にはまだ多くの問題と不十分な点が存在している。我々は国内外の同志が貴重な意見を表明することを切に望んでいる。まさに本実験プロジェクトに参加した公安機関の指導者が、実験終了後にターゲット・グループの責任者に述べたように。彼はこう言ったのだ：「今回の実験を経て、我々は多くの経験を得た。しかし一方で多くの問題も出てきた。もし、もう一回実験を行うのであれば、それはきっと今回よりもいいものになるはずだ」。彼の言葉は、それを言った彼自身の考えにとどまらず、我々の心の声も反映していた。今回の実験で得られた経験と不十分な点、それら全てが我々にとっては貴重な財宝である。我々は、この財宝を今後この課題をめぐる研究の中で活用していくことであろう。<sup>(4)</sup>

---

(4) [訳注：本稿は、以下の報告書の翻訳である。樊崇义・顾永忠「建立讯问犯罪嫌疑人律师在场、录音、录像制度（试验）项目总报告」, 樊崇义・顾永忠主编『侦查讯问程序改革实证研究』（中国人民公安大学出版社, 2007）, pp. 3-70. なお本実験については、山田直子・賈子申「中国における警察段階での取調べ可視化実験」李刊刑事弁護54号（現代人文社, 2008）, pp. 154-158 参照のこと。]